

障害者の雇用の現状

令和 7 年度

栃木労働局職業安定部職業対策課

は じ め に

障害者の雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)に基づき、「職業リハビリテーションの推進」、「障害者に対する差別の禁止等」、「障害者の雇用義務等に基づく雇用促進のための措置」、及び「障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じた職業生活における自立を促進する措置」の4項目を柱として障害者の職業の安定を図るための各種事業を推進しております。

この雇用対策の背景には、昭和56年の国際障害者年以降に広まった「ノーマライゼーション」の理念(障害者も通常の生活環境の中で一市民としての生活が送れるように精神的、物理的な環境条件の整備を図っていく)に沿った社会の実現や社会生活を総合的に支援するために、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に謳われた「地域社会における共生の実現を目指して、国民がそれぞれの立場で努力していくことが重要である」といった考え方があります。

こうした中で、これらの法律等をご理解いただいた民間企業事業主等のご努力により、雇用される障害者数は年々増加する傾向にありますが、本県においても栃木県内に本社を有する一定規模以上の企業の令和7年6月1日現在の雇用障害者数は6,144.5人と前年より263.0人増加し過去最高を更新、常時雇用する従業員のうちの障害者の割合(実雇用率)も2.50%(全国22位)で、前年比0.02ポイント上回り、本県の障害者雇用は、着実に進展しています。

令和8年7月から民間企業の法定雇用率は2.7%に引き上げられ、対象企業が常用労働者40.0人以上から37.5人以上に拡大されることから、さらに障害者の雇用を推進することが課題となっております。

近年では、精神障害者(発達障害者も含む)の就職件数が急増し、本県でも雇用が進んでいますが、一方で、症状が安定しないことやコミュニケーション等の課題などにより早期離職に至るなど、職場定着が重要な課題となっており、職場定着を図るための支援を重点的に取り組む必要があります。

今後は、障害者が持つ能力、適性を十分活かし、障害の特性に応じて障害者と健常者が共に働くことが当たり前の社会としていくため、障害者総合支援法等の目的でもある「共生社会の実現」に向けて、各関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

本冊子は、栃木県内に本社を有する一定規模以上の企業の障害者の雇用状況や、それに関するデータ等を取りまとめたものです。障害者雇用における背景や環境をご理解いただき、各事業主の皆様幅広くご活用いただくことで、障害者の雇用促進と職業の安定に資すれば幸いです。

令和8年3月

栃木労働局職業安定部職業対策課

目 次

第1 民間企業における雇用状況

1 概況	1
◎ 法定雇用率とは	2
第1表 年別の障害者の雇用状況（栃木県）	3
第2表 障害者の雇用状況（全国）	4
2 企業規模別の状況	5
第3表 規模別の障害者の雇用状況（栃木県）	6
第4表 規模別の障害者の雇用状況（全国）	7
3 産業別の状況	8
第5表 産業別の障害者の雇用状況（栃木県）	10
第6表 産業別の障害者の雇用状況（全国）	11
第6表－2 産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）（全国）	12

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1 除外率設定業種及び除外率	13
2 「特例子会社」制度	14
3 「企業グループ算定特例」制度	16
4 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合（民間企業）	17
5 障害者雇用率達成指導の流れ	18
6 障害者雇用納付金制度	19

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況	20
2 地方独立行政法人等における雇用状況	20
第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況（栃木県）	21
第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況	
① 法定雇用率2.8%が適用される国・地方公共団体（全国）	22
② 法定雇用率2.7%が適用される都道府県等の教育委員会（全国）	22

【参考資料】

第1 栃木県の身体障害者の現状

1 身体障害者の数	23
第1図 身体障害者手帳交付状況	23
第2図 身体障害者数の推移	23
2 就職を希望する身体障害者の状況	24
第1表 身体障害者の職業紹介と求職登録の状況	24

第2 栃木県の知的障害者の現状

- 1 知的障害者の数…………… 25
 - 第3図 療育手帳交付状況…………… 25
 - 第4図 知的障害者数の推移…………… 25
- 2 就職を希望する知的障害者の状況…………… 26
 - 第2表 知的障害者の職業紹介と求職登録の状況…………… 26

第3 栃木県の精神障害者の現状

- 1 精神障害者の数…………… 27
 - 第5図 精神障害者保健福祉手帳交付状況…………… 27
 - 第6図 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移…………… 27
- 2 就職を希望する精神障害者の状況…………… 28
 - 第3表 精神障害者の職業紹介と求職登録の状況…………… 28

第4 障害者の就労支援

- 1 ハローワークにおける障害者の就労支援…………… 29
- 2 その他の障害者就労支援機関…………… 30
- 3 障害者の雇用に関する主な助成・支援制度…………… 31

第5 障害者に関する栃木労働局発表資料

【参考】 令和6年度 障害者の職業紹介状況等

第1 民間企業における雇用状況

1 概 況

- (1) 栃木県内に本社のある民間企業(以下「県内本社企業」という。)のうち、障害者雇用率(以下「雇用率」という。)2.5%が適用される企業の令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況は、障害者を1人以上雇用すべき企業(常用労働者が40.0人以上の企業)数が1,560社で、当該企業に雇用されている障害者数は6,144.5人となっている。

このうち身体障害者については、重度身体障害者が1,792人(実人員896人)で、重度以外の身体障害者が1,065人、重度身体障害者の短時間労働者数が156人、重度以外の身体障害者の短時間労働者数が78.5人(実人員157人)、重度身体障害者である特定短時間労働者数(※1)が29.0人(実人員58人)となっている。

また、知的障害者については、重度知的障害者が398人(実人員199人)で、重度以外の知的障害者が980人、重度知的障害者の短時間労働者が54人、重度以外の知的障害者の短時間労働者が122.5人(実人員245人)、重度知的障害者である特定短時間労働者(※1)が4人(実人員8人)となっている。

精神障害者については、短時間労働者以外の精神障害者が842人で、短時間労働者の精神障害者が577.0人(実人員577人)(※2)、精神障害者である特定短時間労働者(※1)は46.5人(実人員93人)となっている。

- (2) 県内本社企業が障害者を雇用している割合(実雇用率)は、2.50%で前年(2.48%)より0.02ポイント上昇した。うち、身体障害者のみの実雇用率は1.27%で前年比0.02ポイント低下、知的障害者のみの実雇用率は0.63%で前年比0.01ポイント低下、精神障害者のみの実雇用率は0.60%で前年に比べて0.05ポイント上昇となった。

- (3) 県内本社企業の障害者の雇用状況を産業別にみると、「医療、福祉」(3.41%)、「サービス業」(2.54%)の2業種の実雇用率が民間企業全体の実雇用率(2.50%)を上回っている。

また企業規模別にみると、実雇用率は40人以上～100人未満規模、500人以上～1,000人未満規模、1,000人以上規模の企業で法定雇用率を上回った。

- (4) 県内本社企業の法定雇用率達成企業は854社で前年より39社増加、未達成企業が706社と前年より12社増加したが、法定雇用率達成企業の割合は54.7%となり、前年より0.7ポイント改善した。雇用率未達成企業706社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は503社とその71.2%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は437社となっており、調査対象企業全体に占める割合は28.0%と前年より0.6ポイント上昇した。

(※1) 令和6年度より、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、雇用率上0.5人分としてカウントされる。

(※2) 令和5年度より、精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、当分の間、雇用率上その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
(労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
(37.5人以上規模の機関)

※()内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\begin{array}{l} \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\ + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \end{array}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

第1表 民間企業における年度別障害者雇用状況

【栃木県】

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数 (注1)	②			③ 障害者の数(注3)			H 重度以外の 知的障害者	I 重度知的 障害者であ る短時間 労働者	J 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者	K 重度知的 障害者で ある特定 短時間労 働者(注 4)	L 知的障害 者計 (G×2+H+ J×0.5+ K×0.5)	M 精神 障害者	N 精神障 害者であ る短時間 労働者	O 精神 障害者数 短時間 特別該当 (注3)	P 精神障害 者である 特定短時 間労働者 (注4)	Q 精神 障害者計 M+N+P×0.5 ※14年度 M+(N-O)× 0.5-O ※19年度 (M+N×0.5)	合 計 (F+L+Q) R	S 実雇用率 (③R÷② ×100)	⑤ T 雇用率達成 企業数 (割合)
		A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度以外 の身体障 害者であ る短時間 労働者	E 重度身体 障害者で ある特定 短時間労 働者(注 4)	F 身体障害 者計 (A× 2+B+C+D ×0.5+E× 0.5)													
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	—	644.5	95	40	—	20.0	2,785.5	1.54%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	—	706.5	126	57	—	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	—	791.0	159	60	—	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	—	828.0	190	63	—	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	—	889.0	232	93	—	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	—	1,007.5	281	199	—	380.5	4,088.0	1.98%	685 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	—	1,063.0	354	174	—	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)
令和元年	1,253	218,954.5	820	1,051	107	125	2,860.5	142	693	53	155	—	1,107.5	410	196	—	571.5	4,539.5	2.07%	706 (56.3%)
令和2年	1,276	222,254.5	874	1,040	114	133	2,968.5	152	752	53	196	—	1,207.0	446	275	—	671.5	4,847.0	2.18%	732 (57.4%)
令和3年	1,366	230,023.5	877	1,061	133	164	3,030.0	150	828	59	260	—	1,317.0	501	432	—	854.5	5,201.5	2.26%	743 (54.4%)
令和4年	1,361	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	—	1,449.5	573	516	—	997.0	5,515.5	2.38%	773 (56.8%)
令和5年	1,381	232,200.5	857	1,056	130	176	2,988.0	192	896	65	268	—	1,479.0	597	486	—	1,083.0	5,550.0	2.39%	805 (58.3%)
令和6年	1,509	237,526.5	879	1,063	142	172	3,069.5	189	950	62	242	6	1,514.0	721	546	—	1,298.0	5,881.5	2.48%	815 (54.0%)
令和7年	企業数 1,560	245,758.5	896	1,065	156	157	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	—	1,465.5	6,144.5	2.50%	854 (54.7%)

注1 ①欄、雇用義務のある企業(平成26年から令和29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模)についての集計である。

注2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成23年～令和5年
- 身体障害者(重度身体障害者又は軽度身体障害者)
 - 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)
- ※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ※ 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
- 令和6年以降
- 身体障害者(重度身体障害者又は軽度身体障害者)
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
 - 重度身体障害者、重度知的障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注4 ③のABGHI欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、CDJIN欄及びO欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、EKP欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

第2表 民間企業における障害者の雇用状況

【全国】

令和7年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)			
民間企業	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	人 131,865 (130,135)	人 56,620 (54,411)	人 355,741 (336,004)	人 38,811 (39,558)	人 18,227 (13,995)	人 75,079.5 (71,875.5)	% 2.41 (2.41)	% 46.0 (46.0)

(注)1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

2 企業規模別の状況

(1) 雇用されている障害者の数は、6144.5 人となり、全ての規模区分の企業で前年より増加した。この雇用者数の増減を障害種別にみると、次のとおりとなっている。

① 身体障害者

- ・40.0～100 人未満規模で 14.0 人(対前年 2.4%)の増加
- ・100～300 人未満規模で 1.0 人(対前年 0.1%)の減少
- ・300～500 人未満規模で 6.0 人(対前年 2.0%)の増加
- ・500～1,000 人未満規模で 10.5 人(対前年 2.7%)の減少
- ・1,000 人以上規模で 42.5 人(対前年 5.0%)の増加

② 知的障害者

- ・40.0～100 人未満規模で 2.0 人(対前年 0.5%)の減少
- ・100～300 人未満規模で 10.5 人(対前年 2.3%)の増加
- ・300～500 人未満規模で 8.5 人(対前年 6.4%)の増加
- ・500～1,000 人未満規模で 2.5 人(対前年 1.1%)の増加
- ・1,000 人以上規模で 25.0 人(対前年 8.2%)の増加

③ 精神障害者

- ・40.0～100 人未満規模で 48.5 人(対前年 10.1%)の増加
- ・100～300 人未満規模で 25.0 人(対前年 8.5%)の増加
- ・300～500 人未満規模で 9.0 人(対前年 8.6%)の増加
- ・500～1,000 人未満規模で 23.5 人(対前年 17.1%)の増加
- ・1,000 人以上規模で 61.5 人(対前年 21.9%)の増加

(2) 実雇用率は、次のとおり 300～500 人未満規模、500～1,000 人未満規模、1,000 人以上規模の3規模区分で前年を上回った。

- ・40.0～100 人未満規模 2.60%(対前年 0.03 ポイント低下)
- ・100～300 人未満規模 2.41%(対前年 0.03 ポイント低下)
- ・300～500 人未満規模 2.24%(対前年 0.07 ポイント上昇)
- ・500～1,000 人未満規模 2.63%(対前年 0.05 ポイント上昇)
- ・1,000 人以上規模 2.55%(対前年 0.09 ポイント上昇)

(3) 法定雇用率達成企業の割合は、次のとおり 100～300 人未満規模以外の規模区分の企業で前年を上回った。

- ・40.0～100 人未満規模 52.1%(対前年 1.1 ポイント上昇)
- ・100～300 人未満規模 59.7%(対前年 1.5 ポイント低下)
- ・300～500 人未満規模 50.7%(対前年 7.0 ポイント上昇)
- ・500～1,000 人未満規模 64.4%(対前年 5.7 ポイント上昇)
- ・1,000 人以上規模 57.7%(対前年 5.7 ポイント上昇)

第3表 民間企業における企業規模別障害者の雇用状況

【栃木県】

令和7年6月1日現在

項目	① 企業数 (注1)	② 常用労働 者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者 総数 (②+③× 0.5)	⑤ 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働者数 (注2)	⑥ 障害者の数(注3)										Q 合 計 (F+L+P)				⑦ 実雇用率 (⑥Q÷⑤ ×100)	⑧ 雇用率 達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障 害者数に不 足する障害 者数				
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者で ある短時 間労働者 勤者	E 重度身体 障害者で ある特定 短時間労働者 (注4)	F 身体障 害者計 (A× 2+B+C+D ×0.5) 勤者	G 重度知的 障害者	H 重度以外 の知的障 害者	I 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	G 重度知的 障害者以 外である 短時間労働者	K 重度知的 障害者で ある特定 短時間労働者 (注4)	L 知的障 害者計 (G×2+H +I+J× 0.5+K× 0.5)	M 精神 障害者	N 精神障 害者であ る短時間 労働者				O 精神障害 者である 特定短時 間労働者 (注4)	P 精神 障害者計 M+N+O ×0.5 ※ 令和5 年 M + N		
規模別	954	57,237	6,458	60,466.0	58,497.0	144	227	57	58	10	606.0	34	217	30	145	2	388.5	164	360	10	529.0	1,523.5	2.60%	497	(52.1%)	502.0
	911	54,683	7,334	58,350.0	55,667.5	143	224	47	64	6	592.0	33	210	33	162	1	390.5	125	351	9	480.5	1,463.0	2.63%	465	(51.0%)	476.0
40～100人未満	464	72,188	5,732	75,054.0	71,870.0	280	323	37	42	12	947.0	78	278	13	33	4	465.5	213	92	28	319.0	1,731.5	2.41%	277	(59.7%)	325.5
	456	71,706	6,300	74,856.0	69,606.0	278	333	34	38	12	948.0	71	285	13	28	2	455.0	210	78	12	294.0	1,697.0	2.44%	279	(61.2%)	301.0
100～300人未満	71	25,258	1,613	26,064.5	25,130.5	93	101	9	12	9	306.5	15	102	2	14	2	142.0	89	18	14	114.0	562.5	2.24%	36	(50.7%)	96.5
	71	25,323	2,075	26,360.5	24,878.5	95	87	11	18	7	300.5	15	91	3	18	1	133.5	74	28	6	105.0	539.0	2.17%	31	(43.7%)	111.0
300～500人未満	45	29,697	1,745	30,569.5	29,073.5	114	119	15	12	7	371.5	26	163	4	26	0	232.0	126	30	10	161.0	764.5	2.63%	29	(64.4%)	54.0
	46	31,056	2,061	32,086.5	29,023.5	114	127	16	17	5	382.0	26	160	9	16	1	229.5	103	29	11	137.5	749.0	2.58%	27	(58.7%)	53.5
500～1,000人未満	26	61,720	6,281	64,860.5	61,187.5	265	295	38	33	20	889.5	46	220	5	27	0	330.5	250	77	31	342.5	1,562.5	2.55%	15	(57.7%)	51.0
	25	60,275	6,318	63,434.0	58,351.0	249	292	34	35	11	847.0	44	204	4	18	1	305.5	209	60	24	281.0	1,433.5	2.46%	13	(52.0%)	53.0
1,000人以上	1,560	246,100	21,829	257,014.5	245,758.5	896	1,065	156	157	58	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	93	1,465.5	6,144.5	2.50%	854	(54.7%)	1,029.0
	1,509	243,043	24,088	255,087.0	237,526.5	879	1,063	142	172	41	3,069.5	189	950	62	242	6	1,514.0	721	546	62	1,298.0	5,881.5	2.48%	815	(54.0%)	994.5
合 計																										

※下段は前年度(令和6年度)

(注1-4) 第1表と同じ

第4表 民間企業における企業規模別の障害者の雇用状況

【全国】 令和7年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者(注3)	B.重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である短時 間労働者(注3)	C.重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者 (注3)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 (注3)	E.重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)		
40.0～ 100人未満	企業 67,885 (64,840)	人 4,193,772.0 (3,994,359.5)	人 12,479 (12,046)	人 13,189 (13,354)	人 37,766 (35,548)	人 8,888 (9,248)	人 1,861 (1,324)	人 81,287.5 (78,280.0)	人 9,988.5 (10,090.5)	% 1.94 (1.96)
100～ 300人未満	37,052 (36,946)	5,842,804.5 (5,678,380.5)	22,060 (22,110)	12,944 (12,753)	64,213 (61,588)	8,931 (9,327)	3,762 (2,825)	127,623.5 (124,637.0)	15,095.5 (14,305.5)	2.18 (2.19)
300～ 500人未満	7,083 (7,077)	2,571,111.5 (2,501,456.5)	10,808 (10,828)	4,460 (4,227)	29,768 (28,988)	3,346 (3,393)	1,692 (1,222)	58,363.0 (57,178.5)	6,640.5 (6,512.5)	2.27 (2.29)
500～ 1000人未満	4,843 (4,808)	3,181,265.0 (3,089,940.5)	14,616 (14,684)	5,126 (7,035)	39,557 (37,325)	3,371 (4,100)	1,914 (1,475)	76,557.5 (76,515.5)	8,592.5 (8,940.0)	2.41 (2.48)
1,000人以上	3,604 (3,568)	13,421,573.0 (12,898,262.0)	71,902 (70,467)	20,901 (17,042)	184,437 (172,555)	14,275 (13,490)	8,998 (7,149)	360,778.5 (340,850.5)	34,762.5 (32,027.0)	2.69 (2.64)
規模計	企業 120,467 (117,239)	人 29,210,526.0 (28,162,399.0)	人 131,865 (130,135)	人 56,620 (54,411)	人 355,741 (336,004)	人 38,811 (39,558)	人 18,227 (13,995)	人 704,610.0 (677,461.5)	人 75,079.5 (71,875.5)	% 2.41 (2.41)
								企業 55,434 (53,875)	企業 46.0 (46.0)	% 46.0 (46.0)

(注) 第2表と同じ。下段は令和6年6月1日現在の数値

3 産業別の状況

- (1) 雇用されている障害者の数が前年より増加したのは、「医療、福祉」で 156.5 人、「サービス業」で 76.0 人、「製造業」で 50.5 人、「教育、学習支援業」で 12.5 人、「不動産業、物品賃貸業」で 12.0 人、「運輸業、郵便業」で 9.0 人、「金融業、保険業」で 8.5 人、「建設業」で 8.0 人、「複合サービス業」で 7.5 人、「宿泊業、飲食サービス業」で 6.5 人、「鉱業、採石業、砂利採取業」で 6.0 人、「生活関連サービス業、娯楽業」で 3.5 人、「情報通信業」0.5 人とそれぞれ増加した。
- (2) 雇用されている障害者の数が前年より減少したのは、「卸売業、小売業」で 47.0 人、「学術研究、専門・技術サービス業」で 47.0 人とそれぞれ減少した。
- (3) この雇用者数の増減を障害種別でみると、
- ① 身体障害者が増加した産業は、「サービス業」、「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「複合サービス業」であり、減少した産業は、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「農業、林業」となっている。
 - ② 知的障害者が増加した産業は、「医療、福祉」、「製造業」、「サービス業」、「教育、学習支援業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」、「農林業」、「不動産業、物品賃貸業」、であり、減少した産業は、「建設業」、「金融業、保険業」、「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」となっている。
 - ③ 精神障害者が増加した産業は、「医療、福祉」、「サービス業」、「製造業」、「情報通信業」、「教育、学習支援業」、「運輸業、郵便業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス業」、「金融業、保険業」、であり、減少した産業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「卸売業、小売業」となっている。
- (4) 全体の実雇用率（2.50％）を上回った産業は、次のとおりとなっている。
- ・「医療、福祉」 3.41％（対前年 0.07 ポイント増）
 - ・「サービス業」 2.54％（対前年 0.08 ポイント増）
- また、全体の実雇用率（2.50％）を下回った産業は、次のとおりとなっている。
- ・「製造業」 2.48％（対前年比 0.07 ポイント増）
 - ・「卸売業、小売業」 2.36％（対前年 0.10 ポイント減）
 - ・「金融業、保険業」 2.35％（対前年 0.12 ポイント増）

- ・「学術研究, 専門・技術サービス業」 2.24% (対前年 0.01 ポイント減)
- ・「生活関連サービス業, 娯楽業」 2.24% (対前年 0.05 ポイント増)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 2.16% (対前年 0.09 ポイント増)
- ・「運輸業, 郵便業」 2.10% (対前年 0.23 ポイント減)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 2.02% (対前年 0.09 ポイント増)
- ・「教育, 学習支援業」 2.01% (対前年 0.10 ポイント減)
- ・「情報通信業」 1.97% (対前年 0.01 ポイント増)
- ・「複合サービス業」 1.95% (対前年 0.16 ポイント増)
- ・「農林業」 1.77% (対前年 0.10 ポイント減)
- ・「建設業」 1.57% (対前年 0.10 ポイント減)
- ・「鉱業, 採石業, 砂利採取業」 1.07% (対前年 1.07 ポイント増)
- ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 0.00% (前年同様)

(5) 全体の法定雇用率達成企業割合 (54.7%) を上回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「医療, 福祉」 64.6% (対前年 1.7 ポイント増)
- ・「製造業」 62.4% (対前年 4.1 ポイント増)
- ・「学術研究, 専門・技術サービス業」 59.3% (対前年 9.3 ポイント増)

また、全体の法定雇用率達成企業割合 (54.7%) を下回った産業は次のとおりとなっている。

- ・「農林業」 53.8% (対前年 4.5 ポイント減)
- ・「サービス業」 53.3% (対前年 0.2 ポイント減)
- ・「運輸業, 郵便業」 52.8% (対前年 4.2 ポイント減)
- ・「生活関連サービス業, 娯楽業」 48.5% (対前年 2.2 ポイント増)
- ・「情報通信業」 47.8% (対前年 2.2 ポイント減)
- ・「複合サービス事業」 47.1% (対前年 7.1 ポイント増)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 44.9% (対前年 2.0 ポイント増)
- ・「卸売業, 小売業」 43.7% (対前年 1.9 ポイント減)
- ・「建設業」 40.3% (対前年 9.7 ポイント減)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 31.6% (対前年同様)
- ・「金融業, 保険業」 31.3% (対前年 6.3 ポイント増)
- ・「教育, 学習支援業」 20.0% (対前年 21.4 ポイント減)
- ・「鉱業, 採石業, 砂利採取業」 16.7% (対前年 16.7 ポイント増)
- ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 0.00% (対前年同様)

第5表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

令和7年6月1日現在

項目	① 企業数 (注1)	② 常用 労働者数	③ 短時間 労働者数	④ 常用労働 者総数 (②+③× 0.5)	⑤ 法定雇用 率の基礎 となる 労働者数 (注2)	⑥ 障害者の数(注3)										⑦ 実雇用率 (⑥Q÷⑤ ×100)	⑧ 雇用率違 成企業数	⑨ 法定雇用 率に 不足する 障害者数									
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある 短時間労働者	D 重度身体 障害者で ある 短時間労働者	E 重度身体 障害者で ある特定 短時間労働者 (注4)	F 身体障害 者計 (A× 2+B+C+D ×0.5+E ×0.5)	G 重度知的 障害者	H 重度以外 の知的障 害者	I 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	J 重度知的 障害者で ある短時間労働者 (注4)				K 重度知的 障害者で ある特定 短時間労働者 (注4)	L 知的障害 者計 (G× 2+H+I+J ×0.5+K ×0.5)	M 精神 障害者	N 精神 障害者で ある短時 間労働者	O 精神障害 者である 特定短時間労働者 (注4)	P 精神障 害者計 (M+N+O× 0.5)	Q 合 計 (F+L+P) うち 新規雇用		
産業別	農林漁業	13	934	57	962.5	962.5	2	4	0	2	0	9.0	0	5	0	0	5.0	3	0	0	3.0	17.0	2.5	1.77%	7	6.5	
	鉱業、採石、砂利採取業	6	556	14	563.0	562.0	1	4	0	0	0	6.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	6.0	0.0	1.07%	1	6.0	
	建設業	67	7,041	171	7,126.5	6,530.5	25	35	2	1	0	87.5	0	3	0	0	3.0	10	2	0	12.0	102.5	10.0	1.57%	27	55.0	
	製造業(計)	457	63,397	2,046	64,420.0	64,293.0	270	291	15	15	2	854.5	92	328	9	8	0	525.0	193	16	11	214.5	1594.0	149.0	2.48%	285	233.0
	食料品・たばこ	75	10,288	892	10,734.0	10,734.0	31	32	2	3	0	97.5	11	105	2	5	0	131.5	43	8	9	55.5	284.5	28.5	2.65%	57	28.5
	繊維工業	12	1,144	19	1,153.5	1,149.5	4	5	0	0	0	13.0	2	3	0	3	0	8.5	4	0	0	4.0	25.5	4.0	2.22%	6	8.0
	木材・家具	19	1,650	43	1,671.5	1,671.5	4	12	0	0	0	20.0	0	11	0	0	11.0	6	0	0	6.0	37.0	2.0	2.21%	13	8.0	
	パルプ・紙・印刷	21	1,688	85	1,730.5	1,729.5	12	10	0	1	1	35.0	19	27	2	0	0	67.0	7	1	1	8.5	110.5	9.5	6.39%	16	6.0
	化学工業	47	4,745	196	4,843.0	4,843.0	9	20	3	2	0	42.0	10	15	2	0	0	37.0	11	0	0	11.0	90.0	10.0	1.86%	25	29.5
	窯業・土石	19	1,643	20	1,653.0	1,653.0	8	10	0	0	0	26.0	0	0	1	0	0	1.0	3	0	0	3.0	30.0	3.0	1.81%	8	11.0
	鉄鋼	8	1,704	12	1,710.0	1,592.0	8	9	1	1	0	26.5	1	6	0	0	0	8.0	2	1	0	3.0	37.5	4.0	2.36%	5	6.5
	非鉄金属	9	1,566	33	1,582.5	1,582.5	7	9	0	0	0	23.0	1	8	0	0	0	10.0	3	0	0	3.0	36.0	4.0	2.27%	5	8.0
	金属製品	67	6,152	98	6,201.0	6,197.0	18	35	3	1	0	74.5	8	24	1	0	0	41.0	10	0	0	10.0	125.5	19.5	2.03%	39	37.0
	電気機械	37	10,923	205	11,025.5	11,025.5	72	49	5	1	0	198.5	19	14	1	0	0	53.0	29	1	0	30.0	281.5	24.0	2.55%	22	19.5
	その他機械	111	16,909	251	17,034.5	17,034.5	83	67	0	4	0	235.0	14	90	0	0	0	118.0	57	2	0	59.0	412.0	34.0	2.42%	64	61.0
	その他	32	4,985	192	5,081.0	5,081.0	14	33	1	2	1	63.5	7	25	0	0	0	39.0	18	3	1	21.5	124.0	6.5	2.44%	25	10.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	237	19	246.5	246.5	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.00%	0	4.0
	情報通信業	23	4,378	65	4,410.5	4,410.5	23	15	1	0	0	62.0	0	1	0	2	0	2.0	8	15	0	23.0	87.0	12.5	1.97%	11	17.0
	運輸業、郵便業	106	13,377	930	13,842.0	12,452.0	48	76	4	5	2	179.5	6	33	2	2	0	48.0	24	9	2	34.0	261.5	25.0	2.10%	56	73.0
	卸売業、小売業	190	38,972	5,201	41,572.5	41,571.5	131	136	20	18	11	432.5	26	225	18	44	1	317.5	137	86	19	232.5	982.5	99.0	2.36%	83	160.5
金融業、保険業	16	7,040	370	7,225.0	7,225.0	42	54	5	4	0	145.0	0	7	0	0	0	7.0	16	2	0	18.0	170.0	15.0	2.35%	5	15.5	
不動産業、物品賃貸業	19	4,821	192	4,917.0	4,915.0	23	23	3	1	0	72.5	0	1	0	0	0	1.0	25	0	2	26.0	99.5	11.5	2.02%	6	17.0	
学術研究、専門・技術サービス業	27	4,690	79	4,729.5	4,727.5	14	24	0	0	0	52.0	4	15	0	0	0	23.0	28	3	0	31.0	106.0	9.0	2.24%	16	15.0	
宿泊業、飲食サービス業	49	7,718	3,634	9,535.0	9,535.0	16	33	9	16	8	86.0	1	56	4	20	0	72.0	24	20	7	47.5	205.5	32.0	2.16%	22	37.0	
生活関連サービス業、娯楽業	66	5,876	1,338	6,545.0	6,545.0	9	17	2	5	1	40.0	16	38	1	7	0	74.5	18	12	4	32.0	146.5	24.0	2.24%	32	40.5	
教育、学習支援業	30	15,095	463	15,326.5	12,570.5	62	55	7	11	1	192.0	0	20	0	2	0	21.0	32	7	2	40.0	253.0	44.5	2.01%	6	50.0	
医療、福祉	336	47,107	5,171	49,692.5	43,719.5	153	170	69	59	22	585.5	28	164	18	155	7	319.0	190	383	27	586.5	1491.0	300.5	3.41%	217	188.5	
複合サービス業	17	4,132	115	4,189.5	4,189.5	15	14	2	1	0	46.5	3	10	0	1	0	16.5	18	0	1	18.5	81.5	7.0	1.95%	8	17.0	
サービス業	135	20,729	1,964	21,711.0	21,303.0	62	114	17	19	11	270.0	23	74	2	4	0	124.0	116	22	18	147.0	541.0	98.5	2.54%	72	93.5	
合 計	1,560	246,100	21,829	257,014.5	245,758.5	896	1,065	156	157	58	3,120.5	199	980	54	245	8	1,558.5	842	577	93	1,465.5	6,144.5	840.0	2.50%	854	1,029.0	

(注1-4)表1と同じ

第6表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

【全国】 令和7年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B.重度身体 障害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である短 時間労働者	C.重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者(注3)	D.重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者である 短時間労働 者	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及 び精神障害 者である特定 短時間労働 者			
			人	人	人	人	人			
農、林、漁業	企業 (528) (488)	47,833.0 (46,319.0)	153 (185)	49 (56)	640 (624)	62 (63)	22 (15)	89.5 (91.5)	2.17 (2.35)	256 (257)
			%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業、採石業、 砂利採取業	91 (75)	12,315.0 (10,645.5)	66 (55)	5 (5)	129 (125)	5 (3)	0 (1)	19.0 (18.0)	2.18 (2.27)	45 (40)
			%	%	%	%	%	%	%	%
建設業	6,516 (5,579)	1,033,106.0 (891,418.5)	5,061 (4,720)	626 (549)	9,703 (8,812)	273 (241)	130 (98)	1,834.5 (1,495.0)	2.00 (2.13)	2,837 (2,652)
			%	%	%	%	%	%	%	%
製造業	27,118 (27,328)	7,100,555.5 (7,120,821.5)	37,799 (38,087)	4,176 (3,989)	90,237 (86,794)	2,922 (2,948)	941 (716)	13,143.0 (12,526.5)	2.42 (2.37)	14,612 (14,183)
			%	%	%	%	%	%	%	%
電気・ガス・熱 供給・水道業	279 (284)	209,614.5 (209,207.5)	1,321 (1,281)	63 (67)	2,599 (2,521)	21 (16)	11 (9)	266.0 (318.5)	2.54 (2.47)	124 (118)
			%	%	%	%	%	%	%	%
情報通信業	7,126 (7,063)	1,863,626.0 (1,839,544.5)	8,483 (8,430)	1,131 (1,065)	19,968 (18,228)	269 (282)	251 (200)	4,432.5 (4,569.0)	2.06 (1.98)	2,028 (1,893)
			%	%	%	%	%	%	%	%
運輸業、郵便業	9,012 (8,164)	1,836,817.5 (1,616,259.0)	8,156 (7,812)	1,949 (1,847)	22,618 (20,989)	1,616 (1,615)	743 (625)	3,742.0 (3,314.0)	2.29 (2.45)	4,382 (4,294)
			%	%	%	%	%	%	%	%
卸売業、小売業	17,770 (17,718)	4,413,986.0 (4,408,787.5)	16,621 (16,463)	9,157 (9,252)	54,430 (52,367)	7,315 (7,883)	5,256 (4,208)	10,591.5 (10,116.0)	2.34 (2.28)	6,777 (6,500)
			%	%	%	%	%	%	%	%
金融業、保険業	1,505 (1,493)	1,105,703.0 (1,106,385.0)	6,120 (6,173)	653 (591)	13,702 (12,963)	297 (292)	184 (135)	2,509.5 (2,361.0)	2.43 (2.36)	591 (516)
			%	%	%	%	%	%	%	%
不動産業、 物品賃貸業	2,361 (2,318)	566,993.5 (523,376.5)	2,243 (2,048)	757 (658)	6,155 (5,344)	525 (471)	303 (209)	1,432.5 (1,302.5)	2.08 (1.99)	802 (730)
			%	%	%	%	%	%	%	%
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,590 (4,389)	1,535,057.0 (1,438,895.0)	6,580 (6,392)	2,184 (2,026)	18,596 (16,943)	1,569 (1,585)	1,041 (762)	3,928.0 (3,599.5)	2.30 (2.29)	1,563 (1,432)
			%	%	%	%	%	%	%	%
宿泊業、飲食 サービス業	3,645 (3,545)	858,381.5 (825,715.0)	2,829 (2,820)	2,627 (2,428)	9,574 (9,200)	2,684 (2,689)	1,478 (1,064)	2,593.5 (2,568.5)	2.32 (2.32)	1,608 (1,585)
			%	%	%	%	%	%	%	%
生活関連サー ビス業、娯楽業	3,244 (3,224)	514,134.0 (503,833.0)	2,162 (2,162)	1,399 (1,287)	6,527 (6,238)	1,072 (1,076)	579 (402)	1,465.0 (1,239.5)	2.54 (2.50)	1,360 (1,315)
			%	%	%	%	%	%	%	%
教育、学習支援業	2,656 (2,556)	571,126.0 (535,617.5)	2,269 (2,231)	855 (780)	4,856 (4,593)	385 (380)	214 (149)	1,392.0 (1,241.0)	1.85 (1.89)	846 (849)
			%	%	%	%	%	%	%	%
医療、福祉	20,839 (19,950)	3,549,963.0 (3,236,935.5)	14,486 (14,244)	23,536 (23,110)	45,260 (42,666)	14,659 (15,024)	4,059 (3,127)	16,010.5 (15,734.5)	3.02 (3.19)	11,537 (11,624)
			%	%	%	%	%	%	%	%
複合サービス事業	872 (890)	284,743.5 (287,957.5)	1,347 (1,367)	933 (693)	3,291 (3,303)	467 (397)	183 (120)	809.5 (579.0)	2.54 (2.43)	368 (362)
			%	%	%	%	%	%	%	%
サービス業	12,315 (12,175)	3,706,571.0 (3,560,681.0)	16,169 (15,665)	6,520 (6,008)	47,456 (44,294)	4,670 (4,593)	2,832 (2,155)	10,821.0 (10,801.5)	2.43 (2.39)	5,698 (5,525)
			%	%	%	%	%	%	%	%
産業計	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	131,865 (130,135)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,558)	18,227 (13,995)	75,079.5 (71,875.5)	2.41 (2.41)	55,434 (53,875)
			%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 第2表と同じ。下段は令和6年6月1日現在の数値

第6表-2 民間企業における産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）

令和7年6月1日現在

【全国】

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合		
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体 障害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である短 時間労働者 (注3)	C.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)	D.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び 精神障害者 である短時 間労働者 (注3)	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短時 間労働者(注 3)				F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)	
												G. うち新規雇用 分(注4)
			人	人	人	人	人	人	%	%		
食料品・たばこ	4,320 (4,344)	903,883.5 (914,210.5)	3,792 (3,869)	1,116 (1,072)	14,141 (14,096)	1,212 (1,224)	421 (296)	23,657.5 (23,666.0)	1,883.5 (1,954.5)	2.62 (2.59)	2,666 (2,641)	61.7 (60.8)
繊維・衣服	1,004 (1,021)	134,916.5 (136,982.0)	635 (656)	146 (143)	1,962 (1,879)	127 (126)	29 (26)	3,456.0 (3,410.0)	328.5 (307.0)	2.56 (2.49)	612 (607)	61.0 (59.5)
木材・家具	602 (604)	80,454.0 (82,040.5)	357 (364)	48 (41)	1,128 (1,160)	25 (24)	14 (9)	1,909.5 (1,945.5)	106.0 (152.5)	2.37 (2.37)	349 (347)	58.0 (57.5)
パルプ・紙・印刷	2,019 (2,049)	342,477.0 (348,322.5)	1,618 (1,658)	232 (228)	4,290 (4,128)	120 (128)	48 (46)	7,842.0 (7,759.0)	604.0 (538.5)	2.29 (2.23)	1,055 (1,022)	52.3 (49.9)
化学工業	2,885 (2,897)	865,760.0 (873,355.5)	4,801 (4,863)	489 (430)	10,649 (10,287)	244 (239)	73 (59)	20,898.5 (20,592.0)	1,566.0 (1,707.5)	2.41 (2.36)	1,429 (1,361)	49.5 (47.0)
窯業・土石	788 (807)	157,899.5 (159,011.0)	786 (795)	67 (86)	1,878 (1,764)	46 (52)	19 (12)	3,549.5 (3,472.0)	288.5 (217.5)	2.25 (2.18)	410 (407)	52.0 (50.4)
鉄鋼	601 (573)	180,375.5 (172,014.0)	920 (949)	71 (66)	2,211 (2,142)	43 (46)	15 (6)	4,151.0 (4,132.0)	407.0 (221.0)	2.30 (2.40)	286 (310)	47.6 (54.1)
非鉄金属	488 (504)	148,518.0 (142,328.5)	799 (775)	72 (57)	1,846 (1,737)	32 (30)	16 (8)	3,540.0 (3,363.0)	278.0 (267.5)	2.38 (2.36)	258 (266)	52.9 (52.8)
金属製品	3,082 (3,084)	396,512.5 (394,105.0)	1,743 (1,717)	236 (235)	4,967 (4,741)	142 (137)	53 (38)	8,786.5 (8,497.5)	723.0 (600.5)	2.22 (2.16)	1,671 (1,574)	54.2 (51.0)
電気機械	2,723 (2,738)	1,105,924.0 (1,131,548.0)	6,899 (7,140)	457 (438)	12,944 (12,584)	290 (250)	64 (59)	27,376.0 (27,456.5)	1,990.0 (1,946.5)	2.48 (2.43)	1,467 (1,400)	53.9 (51.1)
その他機械	6,038 (6,069)	2,080,258.0 (2,054,776.5)	11,844 (11,677)	783 (741)	25,272 (23,628)	380 (397)	119 (97)	49,992.5 (47,970.0)	3,567.0 (3,342.0)	2.40 (2.33)	3,098 (2,980)	51.3 (49.1)
その他	2,568 (2,638)	703,577.0 (712,127.5)	3,605 (3,624)	459 (452)	8,949 (8,648)	261 (295)	70 (60)	16,783.5 (16,525.5)	1,401.5 (1,271.5)	2.39 (2.32)	1,311 (1,268)	51.1 (48.1)
製造業計	27,118 (27,328)	7,100,555.5 (7,120,821.5)	37,799 (38,087)	4,176 (3,989)	90,237 (86,794)	2,922 (2,948)	941 (716)	171,942.5 (168,789.0)	13,143.0 (12,526.5)	2.42 (2.37)	14,612 (14,183)	53.9 (51.9)

(注)第2表と同じ。下段は令和6年6月1日現在の数値

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1. 除外率設定業種及び除外率

各事業主が雇用しなければならぬ障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

（平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。）

除外率設定業種	除外率		
	～H16.3	H16.4～	H22.7～
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	25%	→ 15%	→ 5%
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）、その他の鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業	30%	→ 20%	→ 10%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	35%	→ 25%	→ 15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書便事業を含む。）	40%	→ 30%	→ 20%
港湾運送業・警備業	45%	→ 35%	→ 25%
鉄道業、医療業、高等教育機関・介護保健施設・介護医療院	50%	→ 40%	→ 30%
林業（狩猟業を除く。）	55%	→ 45%	→ 35%
金属鉱業、児童福祉事業	60%	→ 50%	→ 40%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	65%	→ 55%	→ 45%
石炭・亜炭鉱業	70%	→ 60%	→ 50%
道路旅客運送業、小学校	75%	→ 65%	→ 55%
幼稚園・幼保連携型認定こども園	80%	→ 70%	→ 60%
船員等による船舶運航等の事業	100%	→ 90%	→ 80%
			除外率適用なし
			除外率適用なし
			→ 5%
			→ 10%
			→ 15%
			→ 20%
			→ 25%
			→ 30%
			→ 35%
			→ 40%
			→ 45%
			→ 50%
			→ 70%

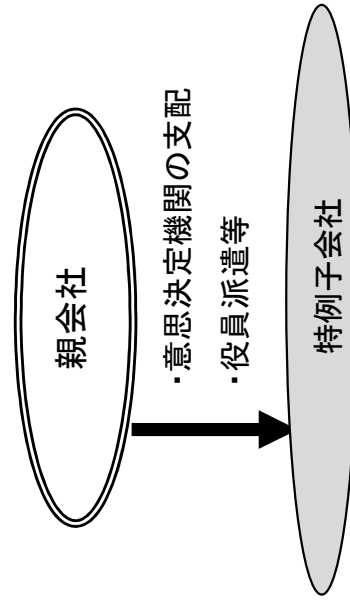
2. 特例子会社制度

- 障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
- 一方、①障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。また、②特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としています。
- これにより、事業主にとっては障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができることや、障害者本人にとっては障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保されること等のメリットがみられます。

親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

①〔特例子会社制度〕



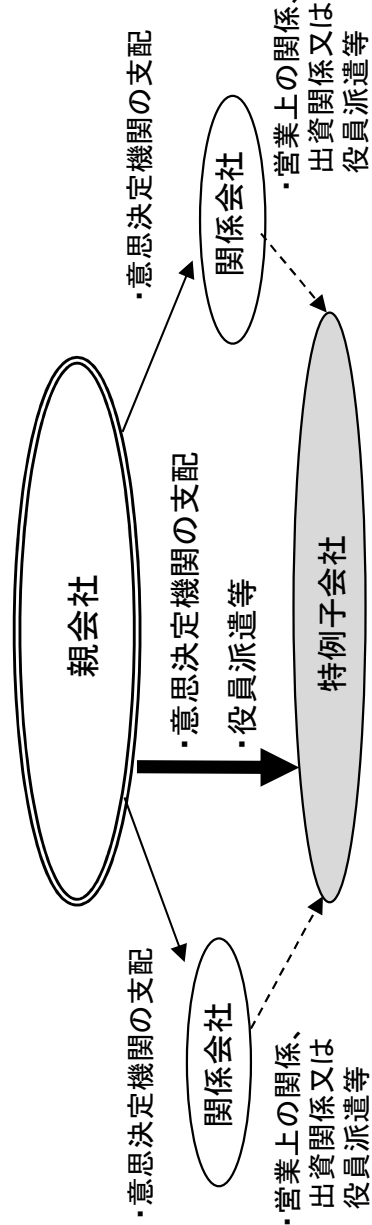
→特例子会社を親会社を合算して実雇用率を算定

2025(令和7)年6月1日現在 631社
(前年17社増)

子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

②〔グループ適用〕



→関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

2025(令和7)年6月1日現在 例認定子会社を含む394グループ

「特例子会社」のメリットと要件の概要

事業主にとってのメリット

- ・障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。
- ・障害者の受け入れに当たったの設備や人的資源を集中化できる。
- ・職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。



障害者にとってのメリット

- ・特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・障害者に配慮された職場環境の中で、各個人の能力を発揮する機会が確保される。

【特例子会社の要件】

1. 株式会社であること
2. 常用障害者の数が5人以上、かつ、全常用労働者に占める割合が20%以上
3. 雇用障害者全数に占める重度身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計数の割合が30%以上
4. 作業施設・設備を改善し、職業生活の専任指導員の配置を行う等、障害者雇用に特別な配慮を行っていること
5. 障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること

【子会社判定の支配力基準】

次のいずれかの要件を満たす場合に、子会社の意思決定機関を支配していると判断します。

1. 議決権の過半数を所有している場合（持株基準）
2. 議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ以下の①～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合；
 - ① 自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて特例子会社の過半数を所有
 - ② （元）役員・使用人が取締役会等の意思決定機関構成員の過半数を占有
 - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等の存在
 - ④ 資金調達額の総額の過半について融資等を実行
 - ⑤ その他、意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在
3. 議決権の40%未満しか所有していないが、自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて過半数の議決権を所有し、かつ上記(2)の②～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合

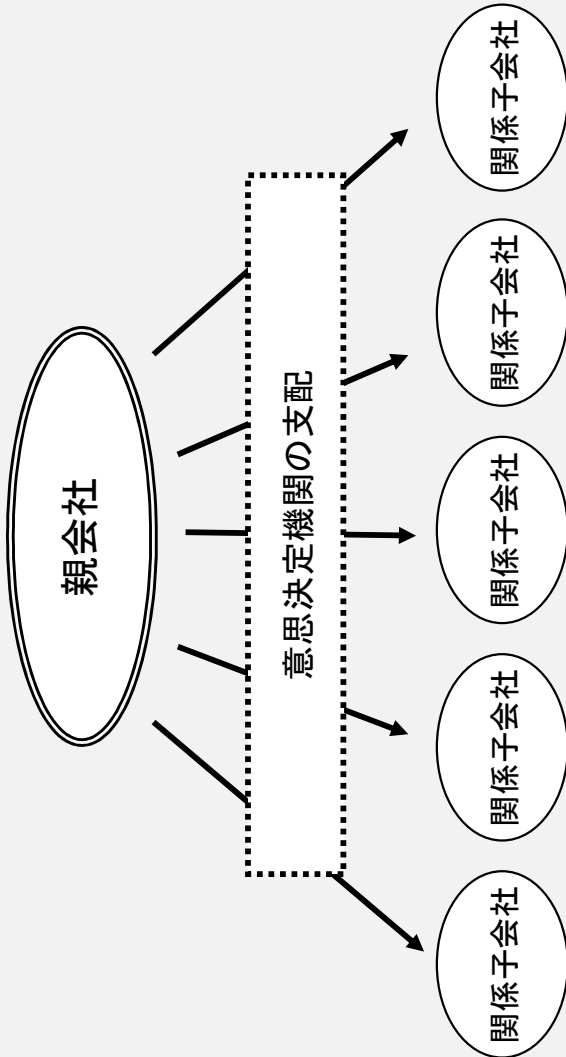
3. 企業グループ算定特例制度

一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算することができる。

- すべての子会社が対象。
- 子会社に企業グループ算定特例の認定を受けたものがある事業主は、企業グループ算定特例の認定を受けることはできない。

親会社の要件

- ①当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること。②障害者雇用推進者を選任していること。



令和7年6月1日現在 133 グループ

関係子会社の要件

- ①各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下は切捨て)以上の障害者を雇用していること。ただし、中小企業については、次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。

	ア 常用労働者数167人未満	要件なし
イ 常用労働者数167人以上250人未満	障害者1人	
ウ 常用労働者数250人以上300人以下	障害者2人	
- ② 障害者の雇用管理を適正に行うことができると認められること(具体的には、障害者のための施設の改善、選任の指導員の配置等)又は他の子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。
- ③ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されたと認められること。

4 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合(民間企業)

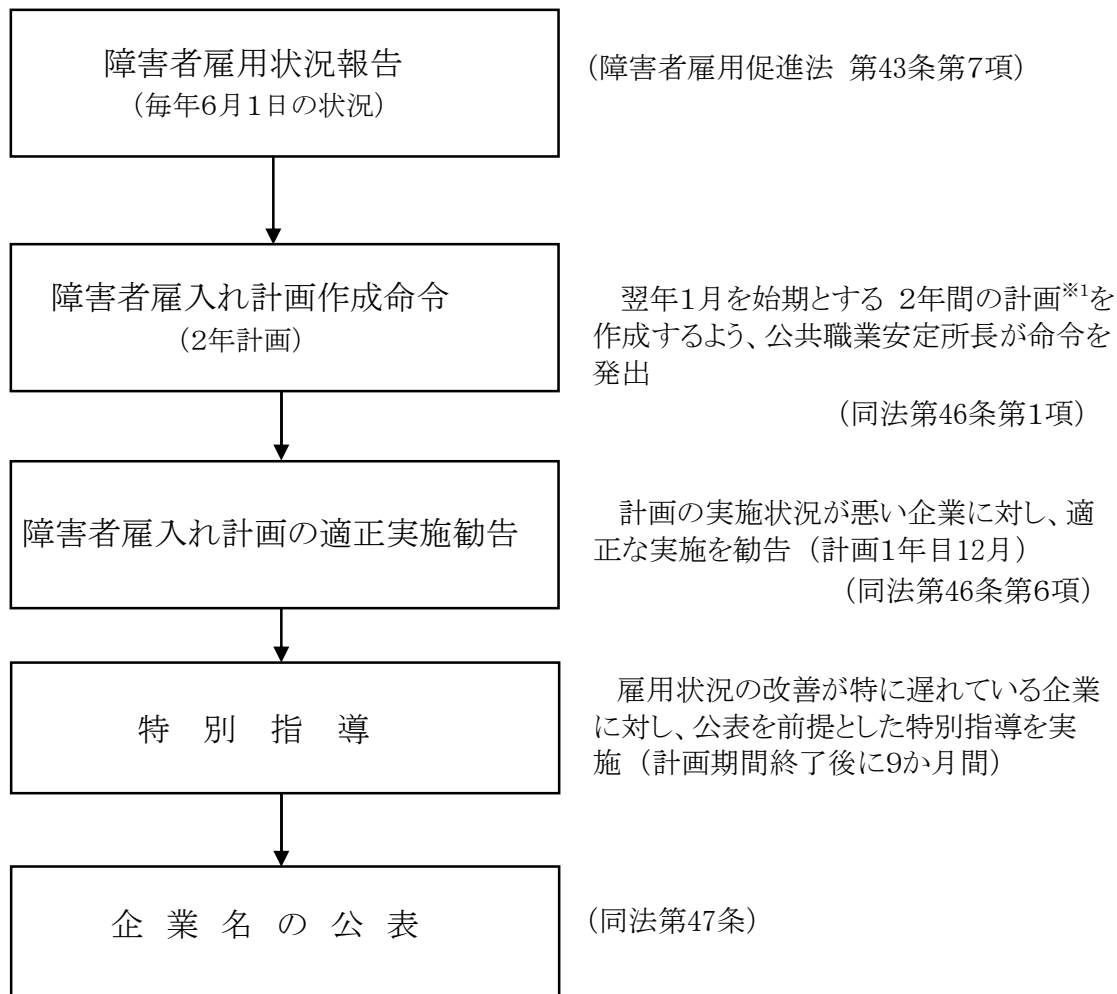
令和7年6月1日現在

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434	／	120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146	／	4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584	／	1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621	／	1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906	／	1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531	／	905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568	／	1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930	／	1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876	／	1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854	／	1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042	／	1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923	／	4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529	／	3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922	／	25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490	／	5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234	／	2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571	／	1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644	／	1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505	／	865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403	／	740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091	／	1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012	／	1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819	／	3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577	／	7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848	／	1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583	／	1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094	／	2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001	／	9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914	／	4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467	／	800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421	／	729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314	／	545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462	／	693
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7	864	／	1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329	／	2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565	／	1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337	／	593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563	／	976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612	／	1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342	／	612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201	／	4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458	／	734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679	／	1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824	／	1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595	／	1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597	／	963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845	／	1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741	／	1,285

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

5 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和6年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 446社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社
 - *「特別指導」の実施 37社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 338社(令和6年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)、
 - 令和6年度 0社

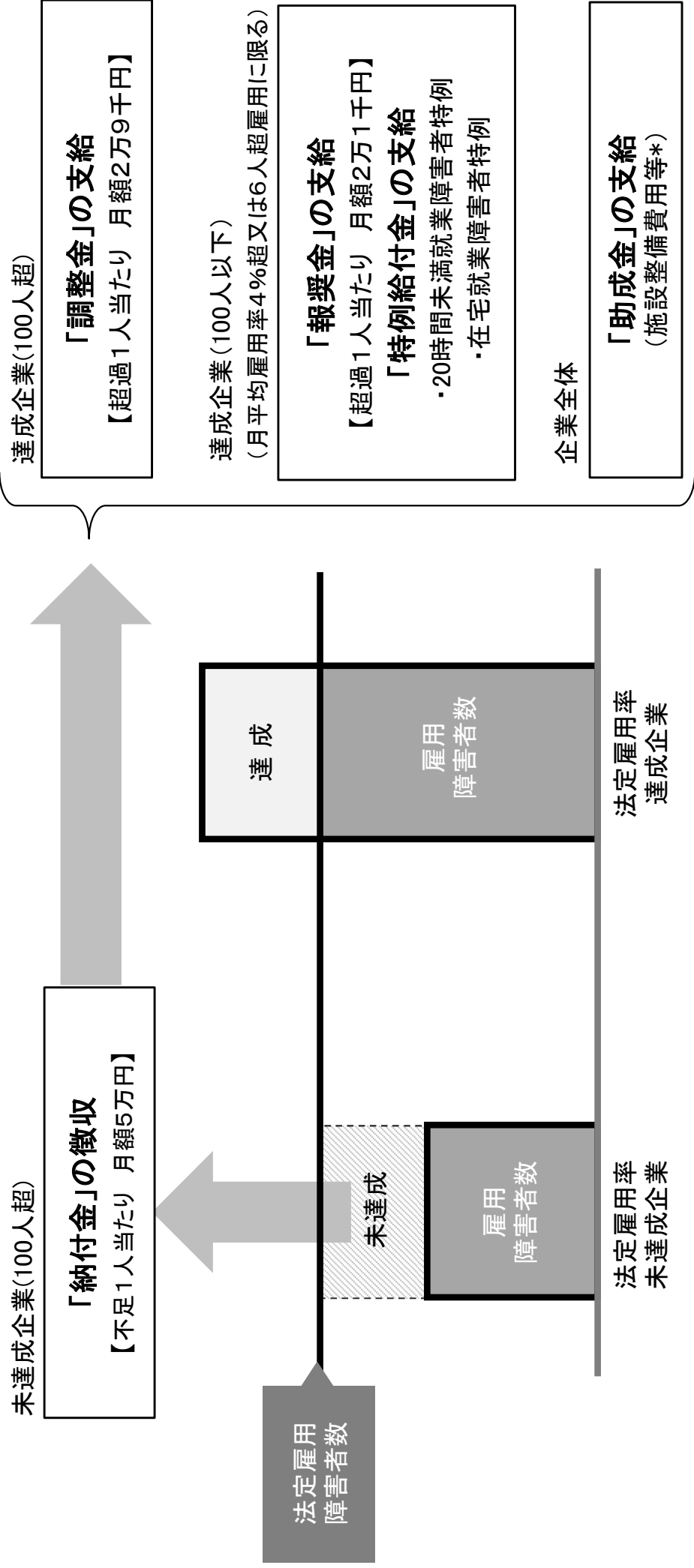
※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

6 障害者雇用納付金制度

全ての事業主は、障害者に雇用の場を提供する**社会連帯の理念**に基づき、

障害者の雇用に伴う**経済的負担を調整**するとともに、障害者を雇用する事業主に対する**助成・援助**を行うための、**事業主の共同拠出**による納付金制度をいいます。具体的には、**雇用率未達成企業**（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、**雇用率達成企業**などに対して調整金、報奨金を支給します。



*それぞれの別途要件あり。

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況

(1) 県の機関

県の機関(法定雇用率 2.8%)に在職している障害者の数は 199.5 人で、前年より 3.37% (6.5 人)増加し、実雇用率も 3.39%と前年に比べ 0.09 ポイント上昇した。

(2) 市町等の機関

市町の機関(法定雇用率 2.8%)に在職している障害者の数は 534.0 人で、前年より 7.99%(39.5 人)増加、実雇用率は 2.80%と前年比べ 0.13 ポイント上昇した。

なお、調査対象 27 機関中 19 機関が法定雇用率を達成している。

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会(法定雇用率 2.7%)に在職している障害者の数は 341.5 人で、前年より 0.30% (1.0 人)増加しているが、実雇用率は 2.40%と前年に比べ 0.30 ポイント低下した。

市町の教育委員会(法定雇用率 2.8%)中、調査対象1機関に在籍している障害者の数は、5.0 人で、前年より 1.0 人減少したが、実雇用率は 2.87%と前年に比べ 0.19 ポイント増加した。なお、調査対象1機関は法定雇用率を達成している。(前年調査対象は2機関。)

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率 2.8%)で調査対象 5 機関に雇用されている障害者の数は 54.0 人で前年より 6.93% (3.5 人)増加し、実雇用率は 2.69%と前年に比べ 0.27 ポイント低下した。なお、調査対象 5 機関中、4機関が法定雇用率を達成している。

第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況

【栃木県】 令和7年6月1日現在

項目 機関名	機 関 数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(注1)	③障害者の数					F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)	④ 実 用 率 (③F÷②×100) %	
			A 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注3)	B 重度身体障害 者、重度知的障害 者及び精神障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者 (注3)	D 重度以外身体障害 者及び知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	E 重度身体障害者、 重度知的障害者、 び精神障害者であ る特定短時間勤務 職員 (注3)			
県	知事部局	1	5,292.0	46.0	0.0	86.0	0.0	1.0	178.5	3.37%
	警察本部	1	588.0	6.0	0.0	9.0	0.0	0.0	21.0	3.57%
	計	2	5,880.0	52.0	0.0	95.0	0.0	1.0	199.5	3.39%
市 町 等	市	14	15,932.0	109.0	9.0	223.0	6.0	1.0	453.5	2.85%
	町	11	2,891.0	17.0	3.0	36.0	1.0	0.0	73.5	2.54%
	広域行政	2	250.0	1.0	0.0	5.0	0.0	0.0	7.0	2.80%
計	27	19,073.0	127.0	12.0	264.0	7.0	1.0	534.0	2.80%	
教育委員会	県	1	14,209.0	70.0	1.0	197.0	2.0	5.0	341.5	2.40%
	市・町	1	174.5	0.0	1.0	3.0	2.0	0.0	5.0	2.87%
	計	2	14,383.5	70.0	2.0	200.0	4.0	5.0	346.5	2.41%
地方独立行政法人等	5	2,008.0	10.0	2.0	31.0	2.0	0.0	54.0	2.69%	
合 計	36	41,344.5	259.0	16.0	590.0	13.0	7.0	1134.0	2.74%	

(注1) ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びB欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

(注3) A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.8%が適用される国・地方公共団体

【全国】

令和7年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)			
国	機関 44	348,781.0	1,833	1,102	5,589	355	122	人 10,595.5	人 44	% 100.0
	(44)	(339,750.0)	(1,845)	(1,072)	(5,433)	(350)	(116.0)	(10,428.0)	(43)	(97.7)
都道府県	167	375,748.0	2,555	666	5,336	483	43	11,375.0	148	88.6
	(168)	(361,319.0)	(2,536)	(627)	(5,065)	(499)	(34.0)	(11,030.5)	(150)	(89.3)
市町村	2,470	1,456,454.5	8,592	2,021	19,150	1,253	321.0	39,142.0	1,716	69.5
	(2,488)	(1,363,140.5)	(8,451)	(1,766)	(18,049)	(1,219)	(214.0)	(37,433.5)	(1,769)	(71.1)
合計	2,681	2,180,983.5	12,980	3,789	30,075	2,091	486.0	61,112.5	1,908	71.2
(令和6年)	(2,700)	(2,064,209.5)	(12,832)	(3,465)	(28,547)	(2,068)	(—)	(58,892.0)	(1,962)	(72.7)

(注) 第2表に同じ

② 法定雇用率2.7%が適用される都道府県等の教育委員会

【全国】

令和7年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)			
都道府県 教育委員会	機関 47	706,254.0	3,612	744	8,053	458	109	人 16,304.5	人 14	% 29.8
	(47)	(640,332.5)	(3,563)	(705)	(7,461)	(437)	(74)	(15,547.5)	(22)	(46.8)

(注) 第2表に同じ

【参考資料】

第1 栃木県の身体障害者の現状

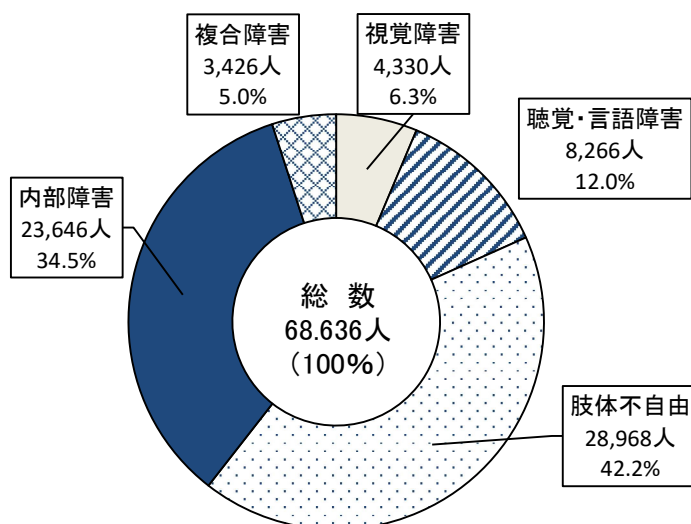
1 身体障害者の数

県内の身体障害者は令和7年4月1日現在、68,636人であり、前年度より787人(1.13%)減少している。

これを障害部位別にみると、肢体不自由42.2%、内部障害34.5%、聴覚・言語障害12.0%、視覚障害6.3%、複合障害5.0%となっている。

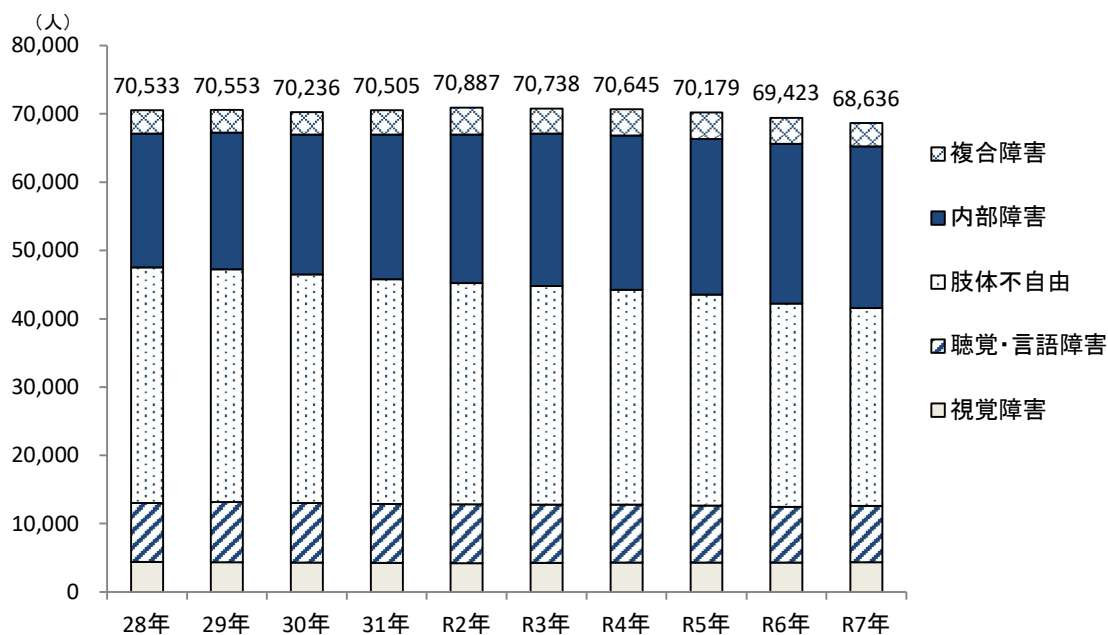
第1図 身体障害者手帳交付状況

(令和7年4月1日現在)



第2図 身体障害者数の推移

(各年4月1日現在)



【資料出所：栃木県障害福祉課】

2 就職を希望する身体障害者の状況

令和6年度に身体障害者が県内のハローワークに就職の申込みを行った件数は952件で、前年度より6.5%増加した。

また、令和7年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している身体障害者は7,951人と前年に比べ4.2%増加し、就業中の障害者も3.1%増加している。

第1表 身体障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者 数	就 業 中	保 留 中
平成22年度	738	386	243	4,724	1,245	3,437	42
平成23年度	875	359	299	4,940	1,411	3,493	36
平成24年度	947	419	317	5,091	1,537	3,525	29
平成25年度	1,017	464	425	5,099	1,497	3,575	27
平成26年度	1,077	461	405	5,208	1,614	3,564	30
平成27年度	1,001	485	364	5,459	1,747	3,682	30
平成28年度	963	444	385	5,728	1,880	3,766	82
平成29年度	970	438	351	5,823	1,989	3,752	82
平成30年度	936	488	362	6,052	2,039	3,899	114
令和元年度	938	444	393	6,394	2,166	3,978	250
令和2年度	899	407	421	6,826	2,586	3,983	257
令和3年度	879	390	453	6,860	2,737	3,955	168
令和4年度	979	383	445	7,234	2,972	4,073	189
令和5年度	894	426	428	7,634	2,492	4,213	929
	件	件	人	人	人	人	人
令和6年度	952	427	423	7,951	1,694	4,344	1,913

(注) 1 期末現在登録者数とは、各年度3月末現在の登録者数である。

2 保留中とは、病気等の理由により職業紹介のあっせん対象外の状態をいう。

【資料出所：職業対策課集計】

第2 栃木県の知的障害者の現状

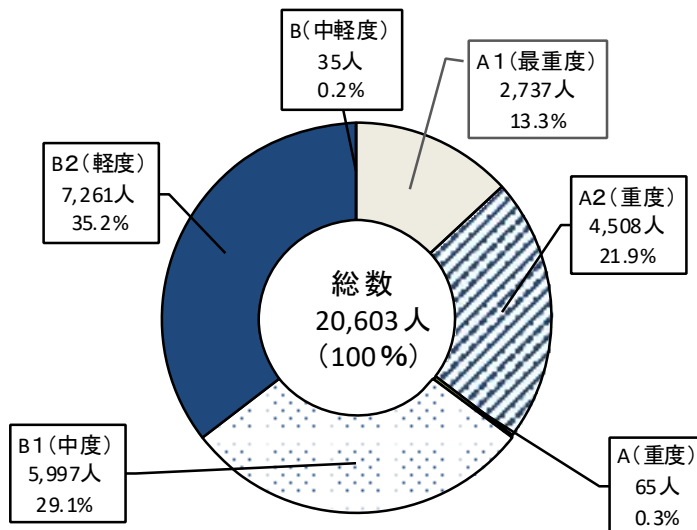
1 知的障害者の数

県内の知的障害者は令和7年4月1日現在、20,603人であり、前年度より625人(3.1%)増加している。

これを障害程度別にみると、A1(最重度)13.3%、A2(重度)21.9%、A(重度)0.3%、B1(中度)29.1%、B2(軽度)35.2%、B(中軽度)0.2%となっている。

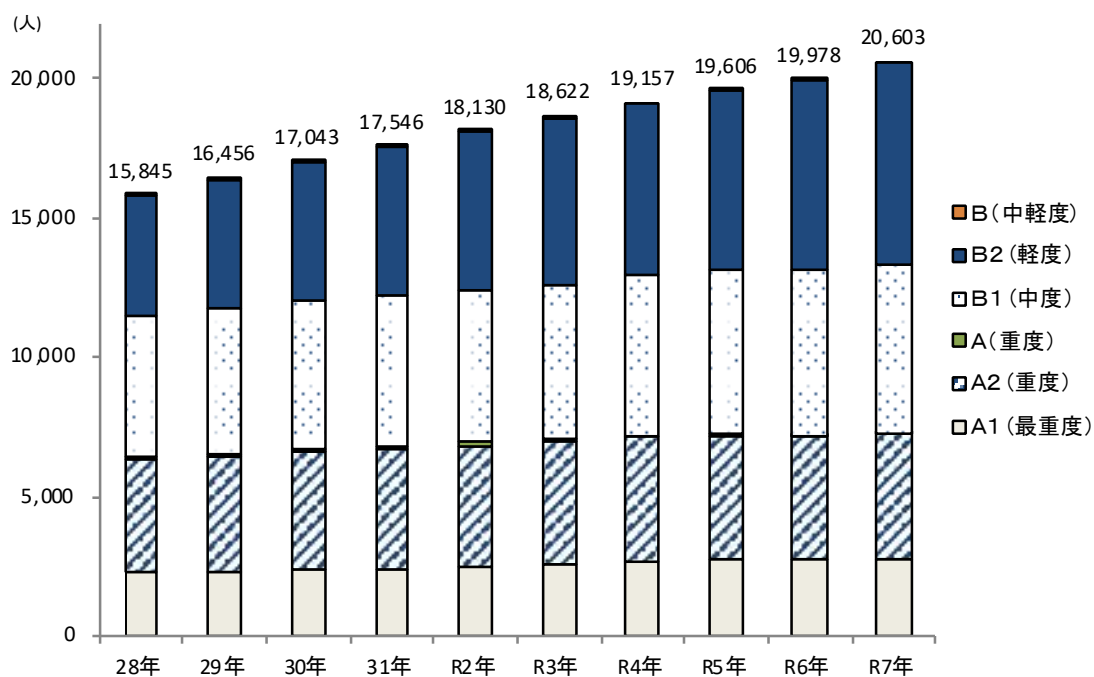
第3図 療育手帳交付状況

(令和7年4月1日現在)



第4図 知的障害者数の推移

(各年4月1日現在)



※障害程度は、昭和54年度に「A・B」の2段階から、「A1・A2・B1・B2」の4段階に細分化されました。

【資料出所：栃木県障害福祉課】

2 就職を希望する知的障害者の状況

令和6年度に知的障害者が県内のハローワークに求職の申し込みを行った件数は747件となっており、前年と比べて10.5%増加した。

また、令和7年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している知的障害者は5,640人と前年に比べ4.4%増加し、就業中の障害者も5.2%増加している。

第2表 知的障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者 数	就 業 中	保 留 中
平成22年度	329	220	179	2,619	616	1,978	25
平成23年度	373	221	182	2,803	724	2,059	20
平成24年度	484	244	254	3,022	817	2,183	22
平成25年度	488	293	277	3,201	874	2,310	17
平成26年度	472	330	243	3,371	911	2,440	20
平成27年度	601	366	309	3,639	990	2,628	21
平成28年度	553	358	254	3,848	1,044	2,769	35
平成29年度	590	389	265	4,012	1,052	2,909	51
平成30年度	623	390	298	4,278	1,108	3,109	61
令和元年度	656	424	305	4,570	1,156	3,303	111
令和2年度	602	414	276	4,828	1,343	3,365	120
令和3年度	559	431	256	4,939	1,438	3,387	114
令和4年度	574	403	261	5,165	1,453	3,577	135
令和5年度	676	446	269	5,401	1,190	3,724	487
	件	件	人	人	人	人	人
令和6年度	747	460	265	5,640	892	3,919	829

(注) 第1表に同じ

【資料出所：職業対策課集計】

第3 栃木県の精神障害者の現状

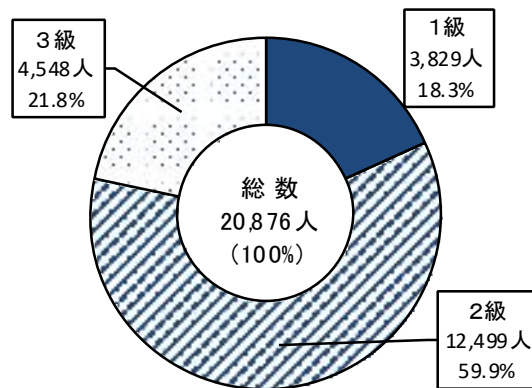
1 精神障害者の数

県内の精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和7年4月1日現在、20,876人であり、前年度より1,455人(7.5%)増加している。

これを障害程度別にみると、1級(日常生活不能)18.3%、2級(日常生活著しい制限)59.9%、3級(日常・社会生活制限)21.8%となっている。

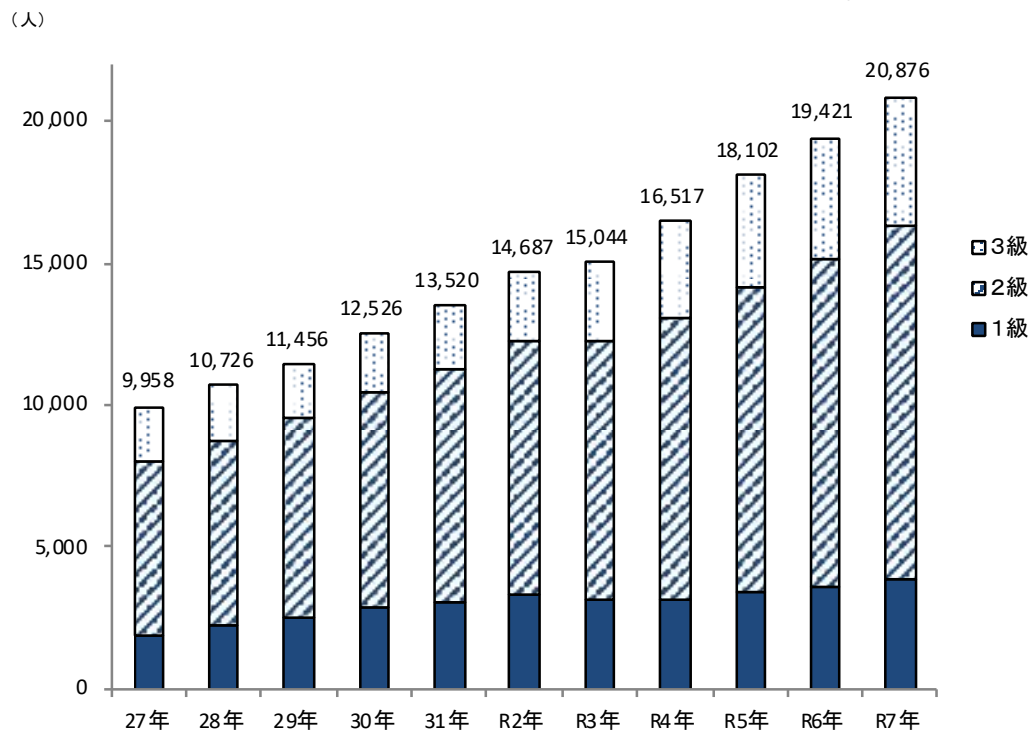
第5図 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(令和7年4月1日現在)



第6図 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(各年4月1日現在)



【資料出所：栃木県障害福祉課】

2 就職を希望する精神障害者の状況

令和6年度に精神障害者が県内のハローワークに求職の申込みを行った件数は2,391件で、前年度より19.6%増加した。

また、令和7年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している精神障害者は8,992人と前年に比べ13.3%増加し、就業中の障害者も16.5%増加している。

第3表 精神障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者 数	就 業 中	保 留 中
平成22年度	380	243	108	769	437	306	26
平成23年度	566	313	216	975	589	366	20
平成24年度	748	393	271	1,223	761	444	18
平成25年度	1,022	446	427	1,534	982	540	12
平成26年度	1,124	569	444	1,904	1,143	745	16
平成27年度	1,253	601	488	2,318	1,356	943	19
平成28年度	1,386	726	516	2,826	1,613	1,183	30
平成29年度	1,470	715	561	3,322	1,901	1,381	40
平成30年度	1,525	816	607	3,894	2,156	1,687	51
令和元年度	1,670	903	635	4,463	2,463	1,893	107
令和2年度	1,457	780	634	5,070	2,886	2,065	119
令和3年度	1,611	866	744	5,962	3,440	2,409	113
令和4年度	1,923	1,023	847	7,054	4,001	2,911	142
令和5年度	1,999	1,143	831	7,936	3,738	3,327	871
令和6年度	2,391	1,194	925	8,992	3,298	3,876	1,818

(注) 第1表に同じ

【資料出所：職業対策課集計】

第4 障害者の就労支援

1 ハローワークにおける障害者の就労支援

○職業相談・職業紹介

ハローワークでは、就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施しています。

なお、障害者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言や支援を実施し、必要に応じて専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

また、求人者・求職者の効果的なマッチングを図るために就職面接会等も実施しています。

○障害者向け求人の確保

障害者向けの求人開拓を行うとともに、一般求人として申し込まれた求人についても障害者の就労に適した内容の場合は、障害者向け求人への転換を勧奨するなどにより障害者向け求人の確保に努めています。

○法定雇用率達成指導

一定規模以上の企業は、障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率を達成する義務があることから、毎年、障害者雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対しては障害者の雇用指導を行っています。

この事業主に対する指導においては、事業主指導部門と職業相談部門とが連携して、雇用率未達成企業から障害者向け求人を新規に開拓し、職業紹介を積極的に実施することにより、障害者の雇用機会の拡大を図っています。

栃木県内の公共職業安定所(ハローワーク)

ハローワーク	〒	所在地	TEL	管轄区域
宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	028(638)0369	宇都宮市・上三川町・高根沢町
那須烏山出張所	321-0622	那須烏山市城東4-18	0287(82)2213	那須烏山市・那珂川町
鹿沼	322-0031	鹿沼市睦町287-20	0289(62)5125	鹿沼市
栃木	328-0041	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階	0282(22)4135	栃木市・壬生町
佐野	327-0028	佐野市万町2779-1	0283(22)6260	佐野市
足利	326-0057	足利市丸山町688-14	0284(41)3178	足利市
真岡	321-4305	真岡市荒町5101	0285(82)8655	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
矢板	329-2162	矢板市末広町3-2	0287(43)0121	さくら市・矢板市・塩谷町
大田原	324-0058	大田原市紫塚1-14-2	0287(22)2268	大田原市・那須塩原市 (旧西那須野町、旧塩原町)
小山	323-0014	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストパーク内	0285(22)1524	小山市・下野市・野木町
日光	321-1272	日光市今市本町32-1	0288(22)0353	日光市
黒磯	325-0027	那須塩原市共墾社119-1	0287(62)0144	那須塩原市(旧黒磯市)・那須町

2 その他の障害者就労支援機関

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

① 地域障害者職業センター

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助(ジョブコーチ)等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施しています。

機関名	所在地	〒	TEL
栃木障害者職業センター	宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内	320-0072	028(348)3216

② 高齢・障害者業務課

障害者雇用納付金の申告受付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付を行うほか、障害者の雇用の啓発活動、調査研究を行っています。

機関名	所在地	〒	TEL
栃木支部高齢・障害者業務課	宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内	320-0072	028(650)6226

(2) 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関の連携し、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施しています。

機関名	所在地	〒	TEL
県南圏域障害者就業・生活支援センター 「めーぶる」	下都賀郡壬生町あけぼの町5-6	321-0206	0282(86)8917
両毛圏域障害者就業・生活支援センター	足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	326-0032	0284(44)2268
県東圏域障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」	真岡市荒町3-9-5 2階	321-4305	0285(85)8451
県北圏域障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」	さくら市桜野1270	329-1312	028(681)6633
県西圏域障害者就業・生活支援センター 「フィールド」	鹿沼市武子1566 (福)希望の家内	322-0007	0289(63)0100
宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	宇都宮市平出工業団地43-100	321-0905	028(678)3256

(3) 発達障害者の就労支援

発達障害者で「働きたい」「今、働いているけどうまく仕事ができない」といった仕事の悩みを抱えている方や、一緒に働いている方々からの相談を受けています。働くための準備、お互いに働きやすい職場づくりの支援をしています。

機関名	所在地	〒	TEL
発達障害者支援センター ふおーゆう	宇都宮市駒生町3337-1 栃木県立リハビリテーションセンター内	320-8503	028(623)6111

(4) 難治性疾患患者の就労支援

難病患者の就労相談や日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進を行っています。

機関名	所在地	〒	TEL
とちぎ難病相談支援センター	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森1階	320-8503	028(623)6113

3 障害者の雇用に関する主な助成・支援制度

(令和7年4月現在)

1 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れ、当該障害者を助成金の支給終了後も引き続き雇用することが確実である事業主に対して助成するもので、障害者の方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。

	対象者	大企業	中小企業
短時間以外の労働者	45歳未満の身体・知的障害者	50万円 (1年)	120万円 (2年)
	精神障害者、重度障害者、45歳以上の身体・知的障害者	100万円 (1年6か月)	240万円 (3年)
短時間労働者	身体・知的・精神障害者	30万円 (1年)	80万円 (2年)

2 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、事業主の方からは、雇い入れた対象者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

対象者	大企業	中小企業
短時間以外の労働者	50万円 (1年)	120万円 (2年)
短時間労働者	30万円 (1年)	80万円 (2年)

3 トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

障害者に対して試行雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対して助成するものであり、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用後の継続雇用への移行の促進を目的としています。期間は最長3か月間(精神障害者及びテレワークによる勤務を行う者の場合は最長6か月間)を対象として助成をします。受給額は、月額4万円(精神障害者を雇用する場合は雇入れから3か月間は月額8万円)です。

4 トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

直ちに週20時間以上勤務することが困難な精神障害者及び発達障害者について、3か月から12か月の期間中に20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成するもので、相互理解を促進し雇用機会の確保を図ることを目的としています。受給額は、月額4万円(最長12か月間)です。

5 キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成するものであり、より安定度の高い雇用形態への転換等を通じた障害者の職場定着を目的としています。

(取組み内容により受給額が異なります)

6 障害者職場実習推進事業

[お問い合わせ先 ⇒ 職業対策課・ハローワーク]

障害者に接する機会、共に働くことを具体的に検討する機会として、雇用を前提にせずに活用いただくこともできますので、障害者を受け入れる現場の「従業員の障害者雇用への理解促進」や「受入時の不安軽減」にも効果的な制度です。(ハローワークでリーフレット等によるご説明も行っております。)

7 ジョブコーチ支援

[お問い合わせ先 ⇒ 栃木障害者職業センター]

障害者の就職及び職場適応のため、就職前後を問わずジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向き、作業指導や対人関係等の支援のほか、職務や職場環境の改善等について、事業主の相談にも応じます。支援期間は、標準で2～4か月です。

8 障害者雇用納付金制度 [お問い合わせ先 ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部]

○障害者を雇用する事業主に対して助成援助を行うための事業主の共同拠出による制度です。

① 障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が100人超の事業主で法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合、その超えて雇用している障害者1人につき月額29,000円を支給
② 報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合、その一定数を超えて雇用している障害者1人につき月額21,000円を支給
③ 各種助成金	事業主が障害者の雇用に伴い、作業施設・設備の設置又は整備や特別な雇用管理を行う場合に、事業主の経済的負担を軽減するために費用の一部を助成
障害者作業施設設置等助成金	障害者の作業を容易にするための作業設備や、トイレやスロープなど付帯施設の設置等に対する助成:助成率2/3
障害者福祉施設設置等助成金	障害者の利用に配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等福利厚生施設の設置・整備等に対する助成:助成率1/3
障害者介助等助成金	障害者を常用労働者として雇用している場合の、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のため必要な介助等に対する助成:助成率3/4または2/3等
重度障害者等通勤対策助成金	障害者の通勤を容易にするため必要な住宅の賃貸等、指導員の配置、駐車場の賃貸等に対する助成:助成率3/4
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度障害者を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対する助成(※重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること) :助成率2/3
職場適応援助者助成金	障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う者を配置する事業主や、特に職場定着に困難を抱える障害者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するもので障害者の職場適応・職場定着を図ることを目的としています。(取組み内容により支給額が異なります)

9 障害者雇用相談援助助成金 [お問い合わせ先 ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部]

労働局から認定を受けた事業者(認定事業者)が労働局等による雇用指導と一体となって障害者の雇入れや雇用管理に関する相談援助事業を利用事業主に実施した場合に支給します。

対象者	支給限度額	支給回数
身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者保険福祉手帳保持者)	①利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合60万円(中小企業または、除外率設定事業主は80万円) ②①実施後、利用事業主が対象障害者を雇用、かつ、6か月以上の雇用継続をおこなった。対象障害者1人につき7万5千円(中小企業または、除外率設定事業主は10万円)上限4人。	利用事業主1社につき1回

10 税制上の優遇措置 [お問い合わせ先 ⇒ 最寄りの税務署、県税事務所、市町役場]

障害者を雇用する事業所を支援するために、税制上の優遇措置があります。

- ・機械等の割増償却【所得税・法人税】、障害者の「働く場」の発注促進税制【所得税・法人税・法人住民税】、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の非課税措置【所得税・法人税】(税務署)
- ・不動産取得税の軽減措置(県税事務所)
- ・固定資産税の軽減措置、事業所税の軽減措置(市町役場)

11 栃木県障害者就業体験事業 [お問い合わせ先 ⇒ 県労働政策課、各障害者就業・生活支援センター]

障害者雇用に関心や理解を持つ県内事業所を受け入れ協力事業所として登録し、受講生が就職を希望する業務と一致した場合に2週間以内の職場体験実習の機会を提供します。実習内容は、各受け入れ協力事業所の業務内容に沿ったものとし、受講生の決定は受け入れ協力事業所と受講希望者が直接面接を行い、双方の合意の上で行います。職場体験実習に際しては、担当者が受講生に対して事前準備を行うほか、個別のフォローを行います。また、万一の事故等に備えて、受講生は傷害保険及び賠償責任保険に加入します。受け入れ協力事業所には、受講生の受け入れ1人につき1日1,000円の謝金をお支払いします。

* 就業体験ですので、実習期間中の賃金は発生しません。

* 受け入れ協力事業所一覧は、社会福祉法人せせらぎ会のホームページ: <http://www.seseragikai.jp> でご覧いただけます。

※ 特別支援学校の就業体験活動 [お問い合わせ先 ⇒ 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室]

特別支援学校の生徒が、企業で働く体験を通して将来の社会生活に必要な能力や態度、習慣を身に付けたり、働くことの意義や自分の能力・適性を考えたりするために実施しています。また、事業主及び従業員の方に、特別支援学校の教育や障害のある生徒について理解していただく良い機会となっています。(各特別支援学校でもお問い合わせに対応しております。)

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 25 日（水）

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 和彦

地方障害者雇用担当官 岡 聖

（電話）028-610-3557

障害者の就職件数が過去最高を更新

～令和6年度 ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況等～

栃木労働局（局長 川口 秀人）は、令和 6 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況を取りまとめましたので、公表します。

ポ イ ン ト

○ ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は、4,410 件で、対前年度比 566 件、14.7%の増加となった。また、就職件数は 2,195 件で、対前年度比 66 件、3.1%の増加となり、3 年連続で過去最高を更新した。

○ 就職率（就職件数／新規求職申込件数）は 49.8%と前年（55.4%）より 5.6 ポイント低下した。

	新規求職					
	申込件数	対前年度差	（前年度比）	就職件数	対前年度差	（前年度比）
身体障害者	952 件	58 件増	（6.5%増）	427 件	1 件増	（0.2%増）
知的障害者	747 件	71 件増	（10.5%増）	460 件	14 件増	（3.1%増）
精神障害者	2,391 件	392 件増	（19.6%増）	1,194 件	51 件増	（4.5%増）
その他の障害者※	320 件	45 件増	（16.4%増）	114 件	0 件増減	（0.0%増減）

○ 就職件数の増加については、法定雇用率の引上げを見据えて障害者雇用に取り組む企業が増えたことや、障害者の就職先として、比較的高い割合を占める「医療、福祉」（906 件）、「製造業」（335 件）での就職件数が増えたことによる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 81 条第 1 項の規定により、県内ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は 262 人であった。（令和 5 年度は 48 人）

※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者など。

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

1. 概要

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率(③/①)	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差※ (ポイント)
27年度	3,022	8.6	4,191	11.9	1,516	8.2	50.2	△ 0.2
28年度	3,115	3.1	4,678	11.6	1,610	6.2	51.7	1.5
29年度	3,280	5.3	5,110	9.2	1,635	1.6	49.8	△ 1.8
30年度	3,363	2.5	5,539	8.4	1,803	10.3	53.6	3.8
R1年度	3,597	7.0	6,120	10.5	1,912	6.0	53.2	△ 0.5
R2年度	3,311	△ 8.0	7,306	19.4	1,782	△ 6.8	53.8	0.6
R3年度	3,422	3.4	8,089	10.7	1,830	2.7	53.5	△ 0.3
R4年度	3,751	9.6	8,868	9.6	1,933	5.6	51.5	△ 2.0
R5年度	3,844	2.5	7,867	△ 11.3	2,129	10.1	55.4	3.9
R6年度	4,410	14.7	6,236	△ 20.7	2,195	3.1	49.8	△ 5.6

(注) 表中の「①新規求職申込件数」の令和3年度以降の数値には、令和3年9月より開始されたハローワークインターネットサービスにより新規求職申込を行った者(同月中に来所した者を除く)の件数(オンライン新規求職申込件数:令和3年度24件、令和4年度56件、令和5年度65件、令和6年度71件)は計上していない。(次頁以降も同じ)

(注) 表中の「②有効求職者数」の令和3-6年度の数値には、オンライン新規求職申込後も来所せず就職活動を行う者(オンライン登録者の有効求職者数:令和3年度12人、令和4年度8人、令和5年度16人、令和6年度15人)は計上していない。(次頁以降も同じ)

(注) 表中の「③就職件数」には、ハローワークインターネットサービスのオンライン自主応募(ハローワークの職業紹介を経ずに直接応募できる機能を利用したこと)による就職件数は計上していない。(次頁以降も同じ)

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)

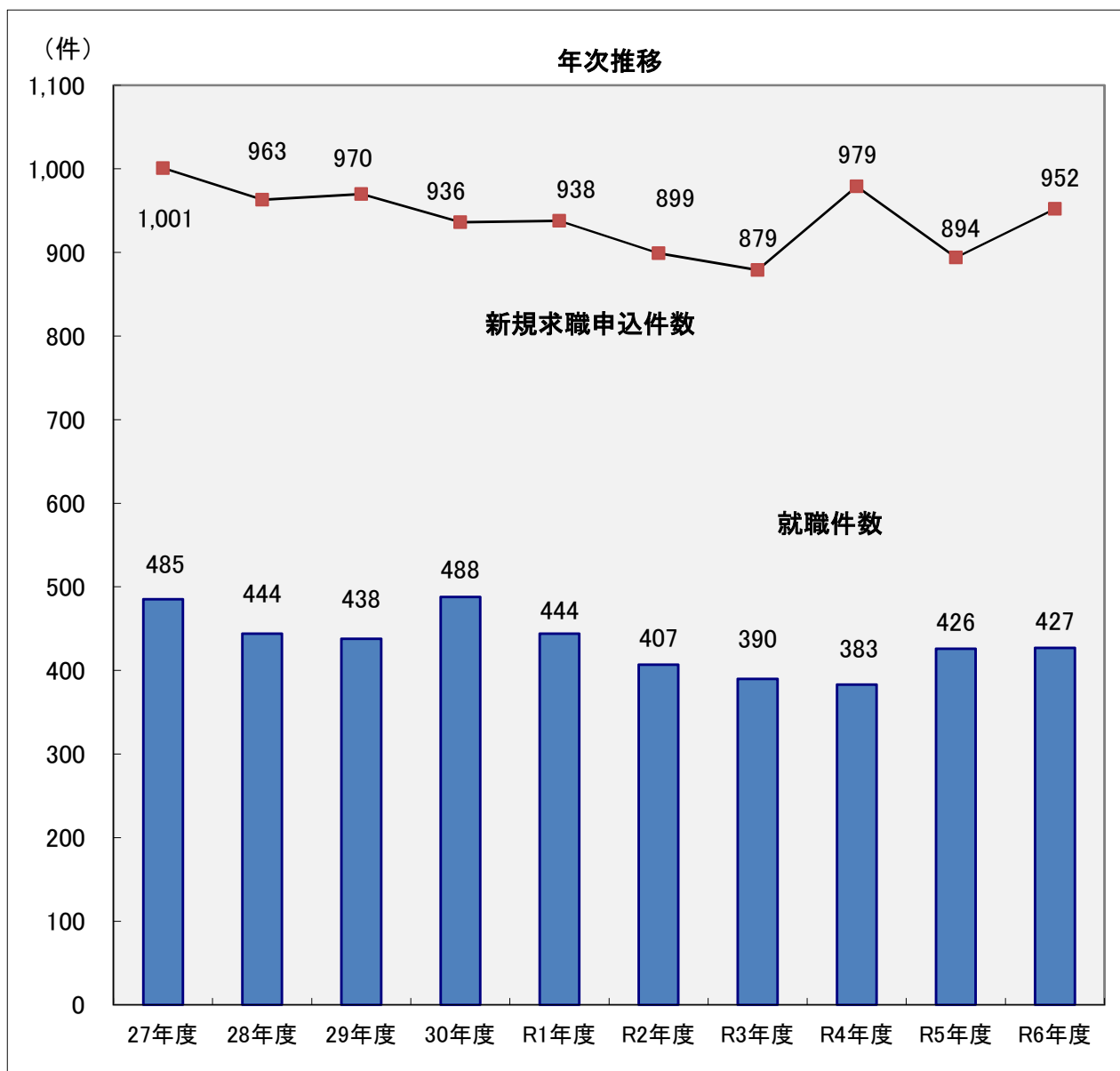


2. 障害種別の職業紹介状況

(1) 身体障害者

	(1) 新規求職申込件数		(2) 有効求職者数		(3) 就職件数		(4) 就職率((3)／(1))	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※	
	(件)	(%)	(人)	(%)	(件)	(%)	(%)	(ポイント)
27年度	1,001	△ 7.1	1,747	8.2	485	5.2	48.5	5.6
28年度	963	△ 3.8	1,880	7.6	444	△ 8.5	46.1	△ 2.3
29年度	970	0.7	1,989	5.8	438	△ 1.4	45.2	△ 1.0
30年度	936	△ 3.5	2,039	2.5	488	11.4	52.1	7.0
R1年度	938	0.2	2,166	6.2	444	△ 9.0	47.3	△ 4.8
R2年度	899	△ 4.2	2,586	19.4	407	△ 8.3	45.3	△ 2.0
R3年度	879	△ 2.2	2,737	5.8	390	△ 4.2	44.4	△ 0.9
R4年度	979	11.4	2,972	8.6	383	△ 1.8	39.1	△ 5.3
R5年度	894	△ 8.7	2,492	△ 16.2	426	11.2	47.7	8.6
R6年度	952	6.5	1,694	△ 32.0	427	0.2	44.9	△ 2.8

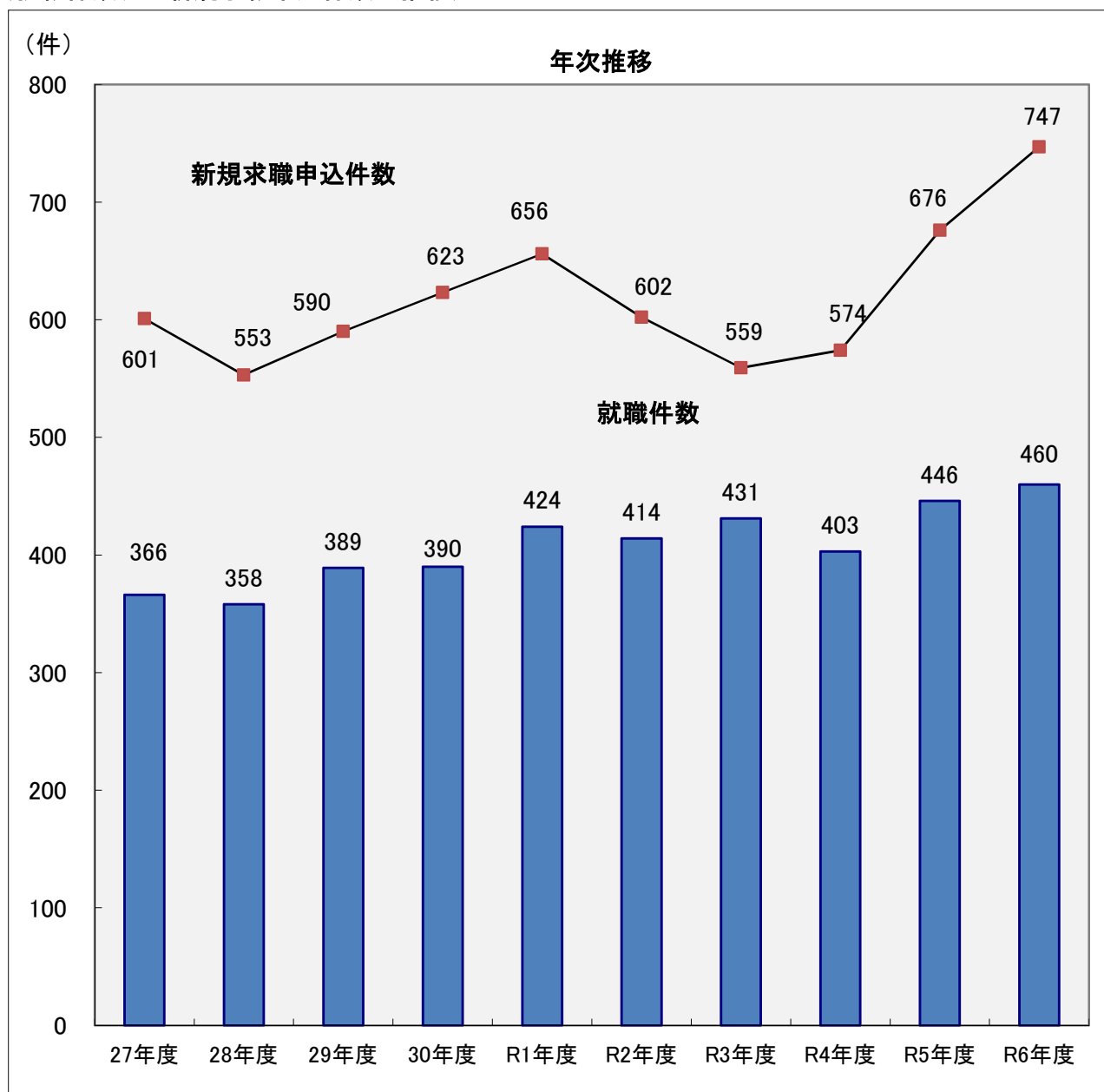
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



(2) 知的障害者

	(1) 新規求職申込件数		(2) 有効求職者数		(3) 就職件数		(4) 就職率((3)／(1))	
	(件)	前年度比 (%)	(人)	前年度比 (%)	(件)	前年度比 (%)	(%)	前年度差※ (ポイント)
27年度	601	27.3	990	8.7	366	10.9	60.9	△ 9.0
28年度	553	△ 8.0	1,044	5.5	358	△ 2.2	64.7	3.8
29年度	590	6.7	1,052	0.8	389	8.7	65.9	1.2
30年度	623	5.6	1,108	5.3	390	0.3	62.6	△ 3.3
R1年度	656	5.3	1,156	4.3	424	8.7	64.6	2.0
R2年度	602	△ 8.2	1,343	16.2	414	△ 2.4	68.8	4.2
R3年度	559	△ 7.1	1,438	7.1	431	4.1	77.1	8.3
R4年度	574	2.7	1,453	1.0	403	△ 6.5	70.2	△ 6.9
R5年度	676	17.8	1,190	△ 18.1	446	10.7	66.0	△ 4.2
R6年度	747	10.5	892	△ 25.0	460	3.1	61.6	△ 4.4

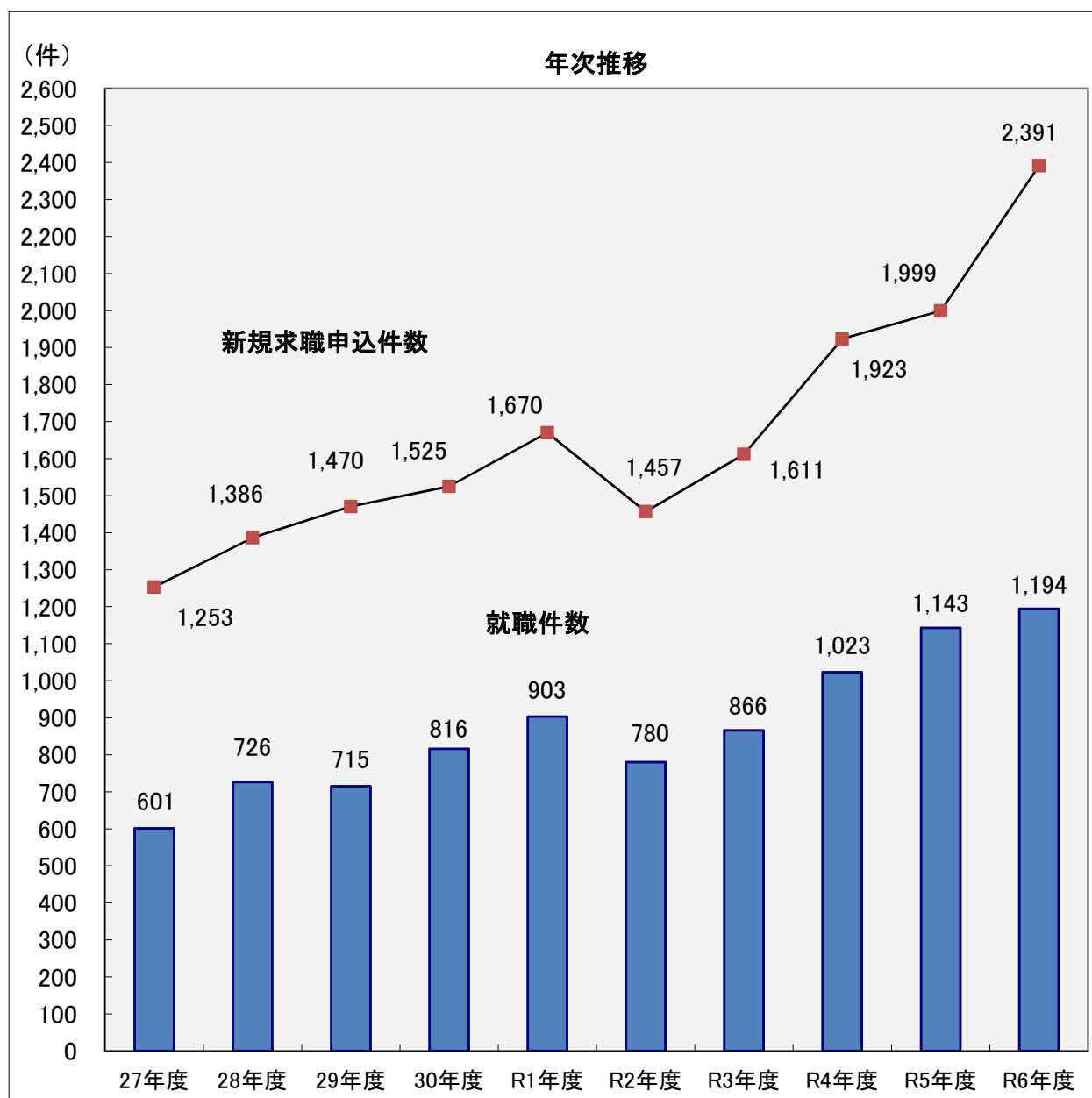
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)

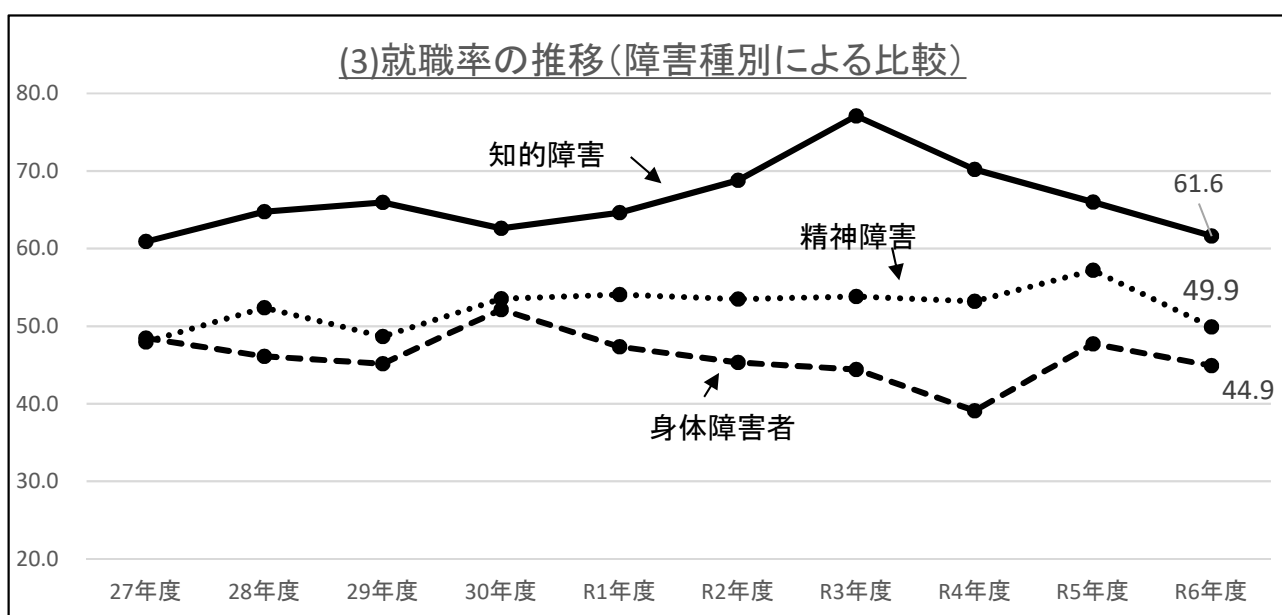
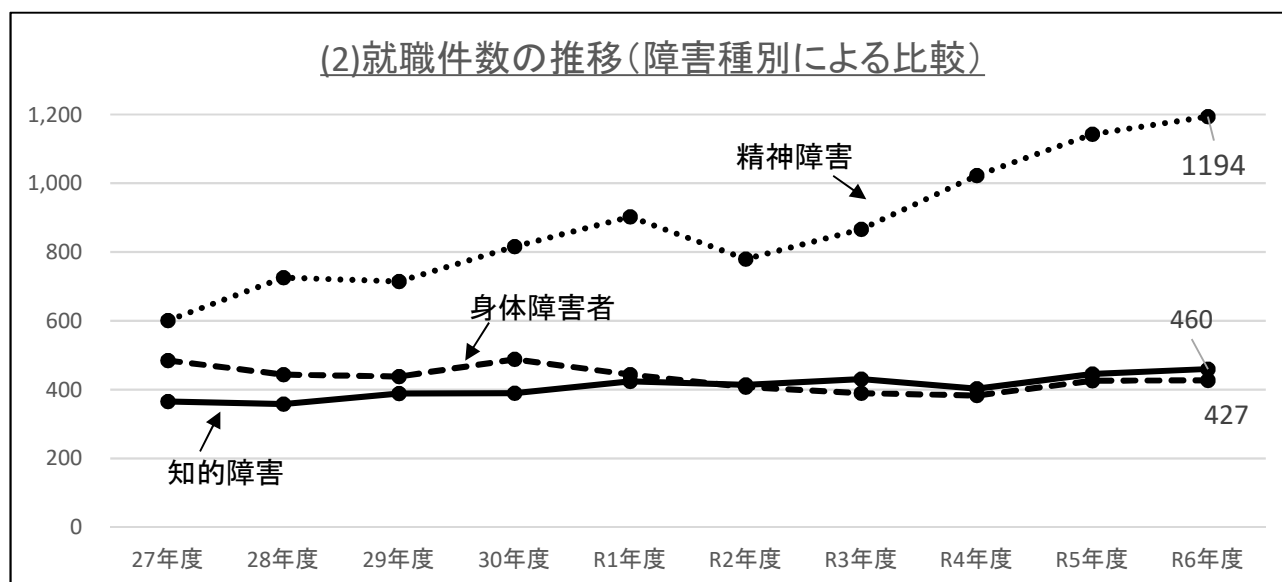
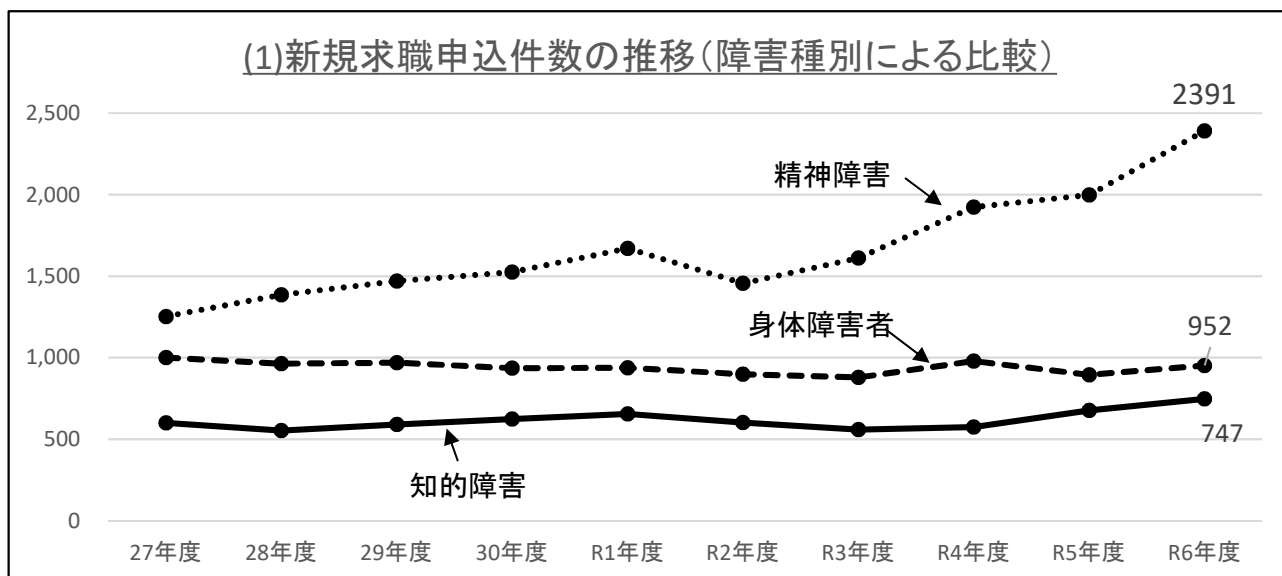


(3)精神障害者

	(1)新規求職申込件数		(2)有効求職者数		(3)就職件数		(4)就職率((3)/(1))	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※	
	(件)	(%)	(人)	(%)	(件)	(%)	(%)	(ポイント)
27年度	1,253	11.5	1,356	18.6	601	5.6	48.0	△ 2.7
28年度	1,386	10.6	1,613	19.0	726	20.8	52.4	4.4
29年度	1,470	6.1	1,901	17.9	715	△ 1.5	48.6	△ 3.7
30年度	1,525	3.7	2,156	13.4	816	14.1	53.5	4.9
R1年度	1,670	9.5	2,463	14.2	903	10.7	54.1	0.6
R2年度	1,457	△ 12.8	2,886	17.2	780	△ 13.6	53.5	△ 0.6
R3年度	1,611	10.6	3,440	19.2	866	11.0	53.8	0.3
R4年度	1,923	19.4	4,000	16.3	1,023	18.1	53.2	△ 0.6
R5年度	1,999	4.0	3,738	△ 6.6	1,143	11.7	57.2	4.0
R6年度	2,391	19.6	3,298	△ 11.8	1,194	4.5	49.9	△ 7.3

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)





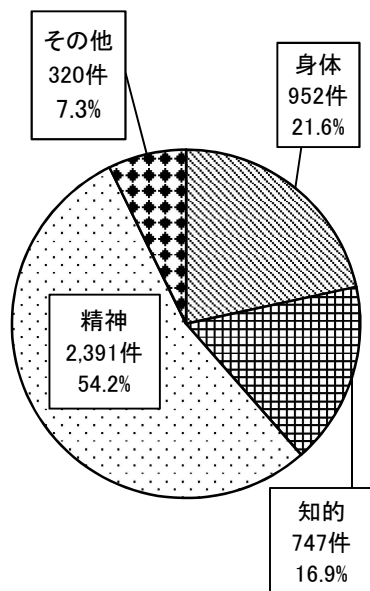
(4) その他の障害者

	(1)新規求職申込件数		(2)有効求職者数		(3)就職件数		(4)就職率((3)／(1))	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※	
	(件)	(%)	(人)	(%)	(件)	(%)	(%)	(ポイント)
27年度	167	51.8	98	28.9	64	56.1	38.3	1.1
28年度	213	27.5	141	43.9	82	28.1	38.5	0.2
29年度	250	17.4	168	19.1	93	13.4	37.2	△ 1.3
30年度	279	11.6	236	40.5	109	17.2	39.1	1.9
R1年度	333	19.4	335	41.9	141	29.4	42.3	3.3
R2年度	353	6.0	491	46.6	181	28.4	51.3	9.0
R3年度	373	5.7	474	△ 3.5	143	△ 21.0	38.3	△ 13.0
R4年度	275	△ 26.3	443	△ 6.5	124	△ 13.3	45.1	6.8
R5年度	275	0.0	447	0.9	114	△ 8.1	41.5	△ 3.6
R6年度	320	16.4	352	△ 21.3	114	0.0	35.6	△ 5.9

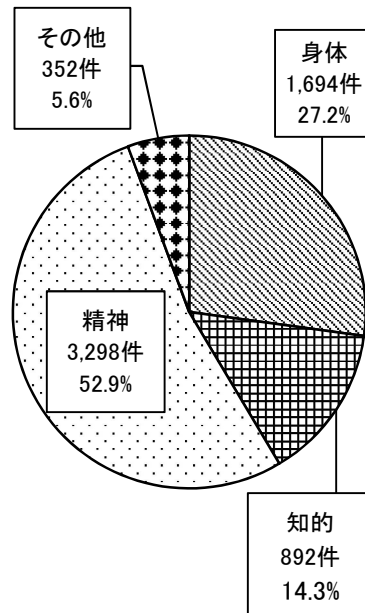
(注)「その他の障害者」とは、発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等である。

(5) 就職件数等における障害種別の割合

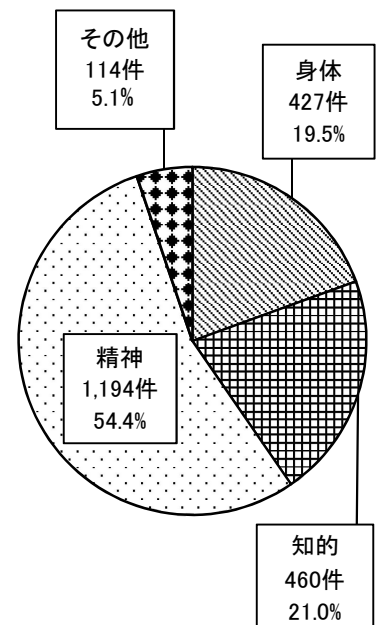
①新規求職申込件数



②有効求職者数

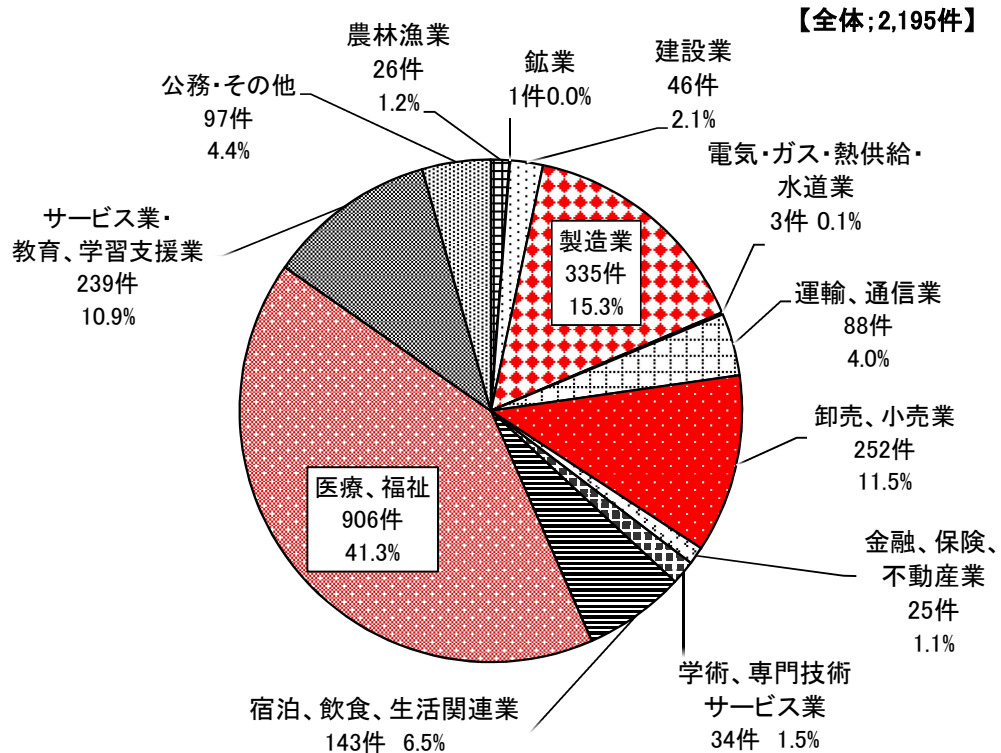


③就職件数

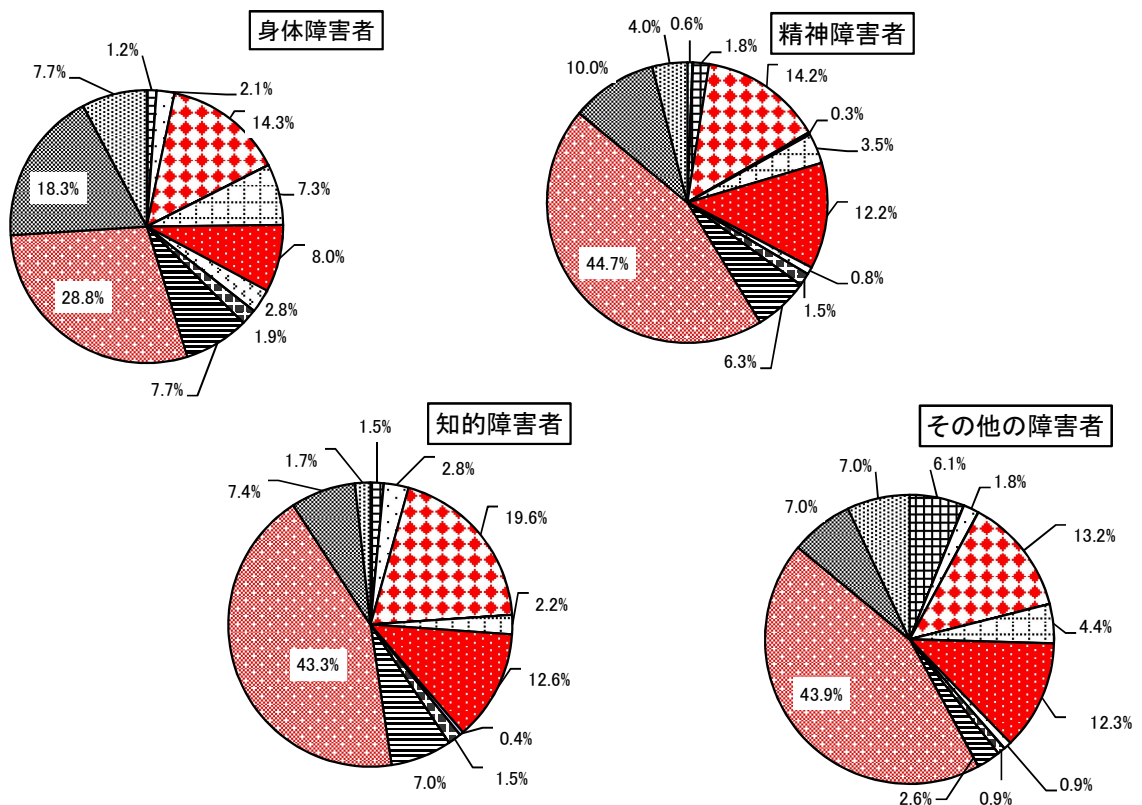


3. 産業別の就職状況

(1) 概況



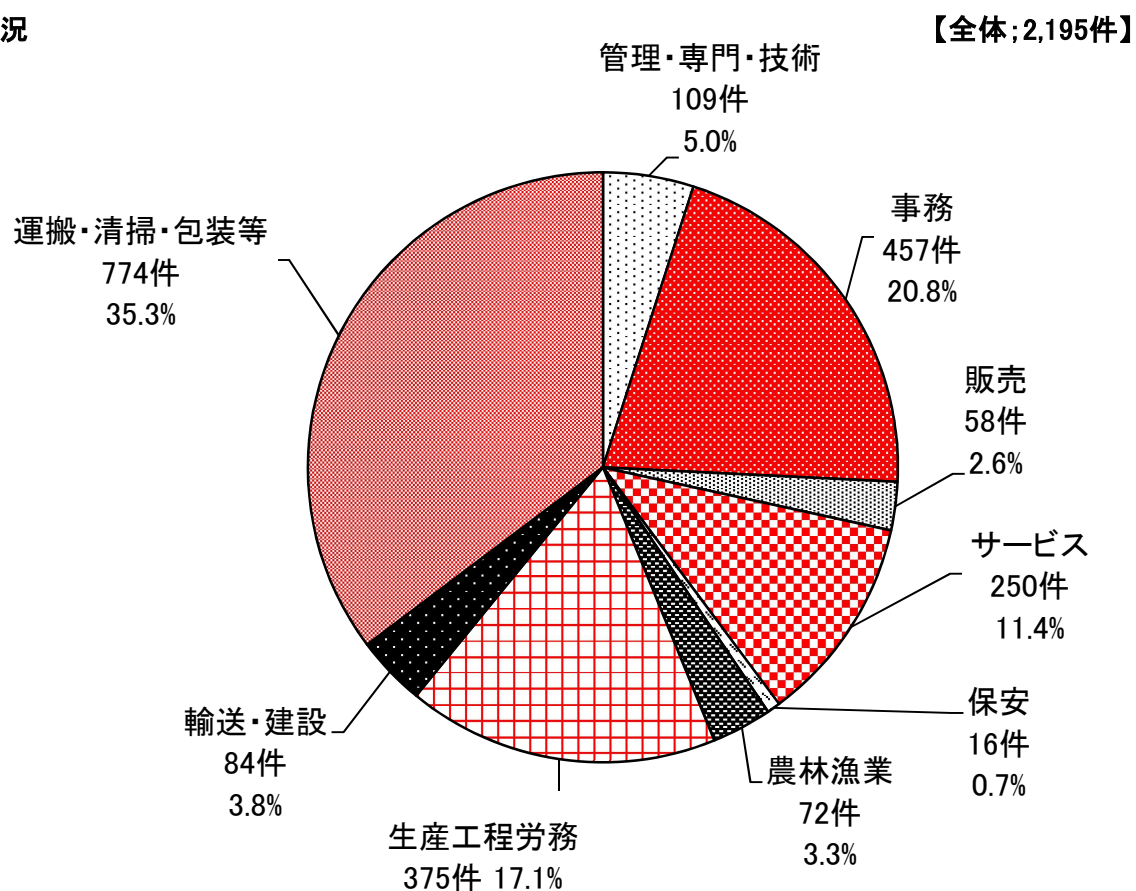
(2) 障害種別の状況



農林漁業	鉱業	建設業	製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	運輸、通信業	卸売、小売業	金融、保険、不動産業
学術、専門技術サービス業	宿泊、飲食、生活関連業	医療、福祉	サービス業・教育、学習支援業
公務・その他			

4. 職業別の就職状況

(1) 概況



(2) 障害種別の状況

